

平成22年第1回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成22年3月8日（月曜日）

○議事日程

平成22年3月8日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（26名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	河 杉	憲 二 君	4 番	高 砂	朋 子 君
5 番	原 田	洋 介 君	6 番	山 本	久 江 君
7 番	横 田	和 雄 君	8 番	重 川	恭 年 君
9 番	斉 藤	旭 君	10 番	山 田	耕 治 君
11 番	青 木	明 夫 君	12 番	藤 本	和 久 君
13 番	三 原	昭 治 君	14 番	田 中	敏 靖 君
15 番	木 村	一 彦 君	16 番	安 藤	二 郎 君
17 番	山 根	祐 二 君	18 番	今 津	誠 一 君
19 番	弘 中	正 俊 君	20 番	大 田	雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿	博 敏 君	23 番	久 保	玄 爾 君
24 番	山 下	和 明 君	25 番	伊 藤	央 君
26 番	田 中	健 次 君	27 番	行 重	延 昭 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	嘉村悦男君															
会計	管理	者	松吉栄君	財	務	部	長	吉村廣樹君													
財	務	部	理	事	梅田尚君	総	務	部	長	浅田道生君											
総	務	課	長	原田知昭君	生	活	環	境	部	長	古谷友二君										
産	業	振	興	部	長	阿部勝正君	土	木	都	市	建	設	部	長	阿部裕明君						
土	木	都	市	建	設	部	理	事	岡本幸生君	健	康	福	祉	部	長	田中進君					
教	育	長	岡田利雄君	教	育	次	長	山邊勇君													
水	道	事	業	管	理	者	中村隆君	水	道	局	次	長	本廣繁君								
消	防	長	武村一郎君	監	査	委	員	和	田	康	夫	君									
入	札	検	査	室	長	安田節夫君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	村田信行君					
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	古谷秀雄君	監	査	委	員	会	事	務	局	長	小野寺光雄君

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。12番、藤本議員、13番、三原議員、御兩名をお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速これより質問に入ります。最初は、10番、山田議員。

〔10番 山田 耕治君 登壇〕（拍手）

○10番（山田 耕治君） おはようございます。民主・連合の会の山田耕治でございます。

初めに、ことし1月30日に、同僚議員であった中司実氏が御逝去されました。故人の御功績をしのび、心より御冥福をお祈り申し上げます。

ことし最初の一般質問になります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、防府市の行政サービスについて質問させていただきます。行政サービスの向上は、言うまでもなく、住民の皆様要望される多様化した住民ニーズにこたえた行政業務の充実を図ることと認識します。

本市においても、社会環境や社会経済が目まぐるしく変動する中で、住民の皆様行政に対する期待も大きいのではないかと思います。防府市も行政改革を進める中で、市民へのサービスを低下させないよう業務改善を行い、職員の削減も行っていますが、限られた財源の中でいかに業務の効率化を図り、行政サービスの向上を図っていくのか。これは企業でも同じですが、自治体は民間企業と異なって、売り上げや利潤といった各部門や部署の評価を公正にとらえる経営尺度を持たないため、常に業務効率やお客さま満足度を意識し、実践することが求められるところでしょう。

行政サービスについては、同僚議員が幾度となく取り上げてますし、昨年12月も、同僚会派、青木議員も一般質問で、公共サービス基本法について触れられています。厳しい財政状況の中で、市民のニーズに十分な対応をするためには効率的な業務運営をしなければなりません。業務改善や人員の削減が、行政の本来あるべき姿である市民の皆様満足度の向上を図ることに対し、十分な対応ができているのか。職員の皆様培ってきた市民の皆様への対応、満足度の評価や改善がどのように職員へ伝わっているのか。各課において業務マニュアル等が存在し、活用されているのか。

また、先ほど申しました行政改革ですが、職員の数も少なくなっている中で、職員の労働条件に圧迫が生じていることはないのかお伺いいたします。

私も、お昼のときに市役所へ行くことがありますが、お昼の時間も職員の方は対応されており。例えば、休憩時間に電話がかかってきた場合、電話を放置することもできず、対応されるのが実情でしょう。労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に設けなければなりません。

休憩時間とは、単に作業に従事しない手待ち時間は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいいます。現実には作業はしていないが、使用者からいつ就労の要求があるかもしれない状態で待機している、いわゆる手待ち時間は、就労しないことを使用者から保障されていないため、休憩時間ではなく、労働時間ということになります。休憩時間は、労働者が権利として労働から離れることが保障されていなければなりません。したがって、待機時間等の、いわゆる手待ち時間は、休憩に含まれないわけ

です。

業務改善等で、職員の皆さんの業務量も増えていると思いますが、どのような対応をされているのか。また、昼休みによく見かけるのが、職員の皆さんが自分の業務机でお弁当を食べておられる光景です。確かに、職員の皆様のお客様思考の考え方で、住民の皆様への対応でいたし方ないことはわかります。しかし、そこでしか食べられない環境であるなら、これは問題です。権利として与えられている労働から離れるための休憩場所等が各課に設置されてあるのか、お伺いいたします。

次に、庁舎について質問させていただきます。市役所はたくさんの市民の方が来られるところですが、市役所の売店利用という点からお尋ねいたします。市役所2号館にある売店は、組合が市職員の福利厚生を目的に運営し、収入印紙や切手等の販売もされています。私も何度か売店を利用させていただきましたが、普段利用が多い4号館から売店までの距離、また階段を上がっていかなければならない不便さを不満に思っている方も多いと思います。市のホームページにも、不便さを指摘した市民の声が記載されています。庁舎の老朽化やキャパの問題もあり、移設設置は問題があるかと思いますが、せめて階段を撤去しスロープにするとか、考えられないことでしょうか。

市役所の中にも障害を持たれた方、市役所を利用される市民の中には、妊婦さん、もちろん高齢者の方もいらっしゃいます。バリアフリーを率先して推進していかなければいけない行政が、庁舎の利用上の利便性及び安全性の向上を図られていないのが残念でなりません。執行部の御所見をお聞かせください。

この項の最後の質問ですが、市のホームページについて質問をさせていただきます。内閣府の調査によりますと、世帯へのパソコン普及率は1990年代後半からは普及率がどんどん上昇し、2001年には半数を超え、多くの国民に広くパソコンが普及しました。一時、普及率が横ばいからマイナスになったこともありましたが、2006年以降、再度上昇し、2009年には73.2%と、過去最高となったそうです。

一方、総務省調査でも、2004年末にパソコン普及率はやや低下していますが、その後、再度上昇し、2008年末に85.9%と、過去最高となっています。インターネット普及率についても、総務省の調査が1996年から行われるようになり、インターネット世帯普及率を見ると2000年ごろから急速に普及が広がっています。2003年には88.1%、2007年には91.3%と、9割に達しています。同じ総務省のパソコン普及率と比べても高い値ですが、ほとんどの世帯が何らかの用途でインターネットをしていることがうかがえます。

これが、防府市のホームページアクセス件数増加へとつながればいいのですが、現実

異なるでしょう。包括的な行政サービスという点から考えますと、今後、まだまだ普及されるであろうインターネットを、市民サービス、市民参加への手段の一つに使わない手はないでしょう。

そこで質問ですが、防府市のホームページへアクセスする方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。アクセス件数の推移がわかるようになっているのか。また、防府市のホームページは市民の皆様が使いやすいツールになっているのか。市民から寄せられた要望がホームページに反映されたり、各地の自治体ホームページと比較し、よい点は取り入れる等、改善事例がありましたら教えてください。

大きな2点目の質問は、小・中学校の洋式トイレ化の推進について質問させていただきます。この件については、平成18年、同僚議員も質問されております。学校のトイレは暗い・汚い・臭いの3Kと言われ、洋式化が進み、明るくきれいな家庭のトイレとは格段の差があり、学校でも洋式化を進めてはと質問されております。そのときの答弁では、校舎、屋内運動場における全トイレ数に対し、洋式トイレ設置個数の割合が児童用トイレ767カ所のうち110カ所で約14%、中学校では生徒用トイレ393カ所のうち38カ所が洋式トイレで約10%と、るる説明されています。

平成19年度から計画的に実施しているという屋内運動場のトイレ洋式化事業も進められているようですが、なぜ屋内運動場だけなのか理解ができませんのですが、御説明願います。

確かに、地域住民の交流の場、また災害時の避難施設として屋内運動場にも必要なのはわかりますが、本来、子どもたちが頻繁に使用するのは校舎のほうです。その校舎に、1階のフロアだけしか洋式トイレがない小学校もある中で、各階に設置する計画はないのか。普段の生活環境で洋式化が進む中、和式トイレがふなれな児童、また、和式トイレ使用が困難な生徒もおられるでしょう。その子たちが、学校でトイレを我慢するというような環境をつくらないためにも、洋式トイレの推進は必要と考えますが、執行部のお考えをお聞かせください。

3点目の質問は、障がい者スポーツ振興支援について質問させていただきます。我が国の障がい者スポーツが広まった契機は、1964年に日本で開催された東京パラリンピックからだと言われています。各国の選手たちが生き生きとスポーツをする姿に、日本の障がい者や医療関係者、福祉関係者等、多くの人々が深い感銘を受け、日本でも障がい者スポーツを盛んにしようという動きが高まったそうです。

また、1998年に開催された長野パラリンピック冬季競技大会は、障がい者スポーツの競技性が重視された大会で、中でも日本人選手団の目覚ましい活躍が深い感動を呼び、

マスメディアを通じて多くの方が障がい者スポーツをスポーツとして認識することとなりました。これ以降、一般的に思い描かれていた障がい者スポーツは、リハビリテーションの延長という考えから、生涯スポーツや競技スポーツなど、障がいのない人たちと同様に、多様な目的で行われていることが知られるようになりました。

その結果、ノーマライゼーション社会の構築に向けた役割や、障がい者の自立や社会参加を支援するという大きな役割も果たすようになったとのことです。

山口県も2011年10月22日から24日まで、第11回全国障がい者スポーツ大会が開催されます。障がいのある人の社会参加を推進することを目的として開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。もちろんスポーツですから、勝ち負けがございます。全国から集まってきた選手たちも、よい成績を出すために、この大会に向けて練習をするわけですね。

しかし現実には、地域にあるスポーツ施設の使用も容易ではなく、協賛の大会に減免や全免はあっても、練習に向けては何の支援もないのが現状です。日ごろから、障がい者がスポーツを生活の中で楽しむことができるようにするには、身近な地域で障がい者も障がいのない人とともにスポーツを楽しむことができるような機会を設けること、その環境へ溶け込みやすい幾らかの支援が必要と考えますが、執行部の御所見をお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。執行部におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、防府市の行政サービスについての4点の御質問にお答えいたします。

私は、市長就任以来、市民が主役の市政の実現のため、常に市民の目線に立った行政運営に努めてまいりました。その中において、行政サービスの提供は常に行政の側から見た住民満足度ではなく、住民の側から見た住民満足度をいかに高めていくかという視点が大変重要であると認識してきたところでございます。

そのため、職員提案制度の取り組みをはじめとして、暮れ六つTryあぐるセミナー、国の機関への職員派遣研修、民間企業への職員派遣研修、経営品質向上活動などに積極的に取り組み、市民本位の行政サービスが提供できるように、今日まで職員の能力向上や意識改革に努めてきたところでございます。

まず、1点目の御質問の業務改善や職員の削減が、行政の本来あるべき姿である市民の皆様への満足度の向上を図ることに対し、支障がないのかとの御質問でございますが、行政

改革において、ごみ収集業務、学校給食業務などの民間委託や公の施設への指定管理者制度の導入などを進めておりますが、その委託等に当たりましては、受託事業者としての適格審査の実施やプロポーザル方式等による事業者選定を実施し、行政サービスが確実、効率的かつ適正に提供できる事業者に委託等を行っているところでございます。

また、その委託などに伴う行政サービスの提供状況につきましては、必要に応じて利用者アンケートの実施や立ち入り検査、中間報告を求めるなど、適正かつ良質な行政サービスの提供を確認することといたしております。

次に、職員数の適正化の取り組みにつきましては、毎年業務量や組織課題を把握するために組織ヒアリングを実施し、それに基づき職員採用や業務量などに応じた適正な人員配置を行ってきているところでございます。

さらに質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが、それぞれの能力をより高めていかなければならないと考えておりまして、先ほど申し上げました民間企業への職員派遣研修や経営品質向上活動に取り組みまして、行政サービスを提供する職員のさらなる意識改革及び経営革新を行う組織能力の向上に努めているところでございます。

この経営品質向上活動は、もともと民間企業の経営改革を目的として始まったものでございますが、お客様本意の立場で、自分たちの仕事のあり方、組織のあり方を見直すことによって、継続的に経営革新を実現するための活動でありまして、市民が主役の市政を念頭に置いております私の考えと一致するものでございます。

今後も、この経営品質向上活動を継続し、経営革新を行う組織能力を高め、常に市民本意の質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

次に、職員が培ってきたノウハウやスキルの継承などが的確に行われているか。また、各課においても業務マニュアルの作成などがあるのかとの御質問でございますが、職員の人事異動に際しましては、事務引き継ぎという形で、前任者が後任者へ担任業務の内容や対応方法、また自分の培ってきたノウハウを伝えてきております。

また、部署によりましては、課の職員全員を対象とした業務の研修会の開催や定期的な課内ミーティングの実施などにより、業務対応能力の平準化を図る取り組みなど、部署ごとに業務内容に応じた適切な取り組みを行っております。

特に、接遇につきましては、接遇マニュアルを策定し、全庁を挙げて接遇の向上に取り組むとともに、窓口業務部門においては、国・県等から示された運用指針や運用マニュアルに加えまして、独自の業務マニュアルを作成するなどの取り組みにより、お客様に対して迅速、かつ的確な対応ができるよう努めてきております。

今後も、職員の培ってきた行政サービスの提供のノウハウをしかと業務に生かしていくとともに、引き続き改善・改革により、質の高い行政サービスが提供できる組織づくりに努めてまいります。

次に、2点目の休憩所の配置についての御質問でございますが、本市の職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までと定めております。しかしながら、市民の皆様と直結したサービスを提供する市役所におきましては、たとえ休憩時間でありましても、市民の皆様が窓口にお越しになられたり、電話をかけられたりする場合も多いわけでございますので、当然、休憩時間においても対応しております。

こうした中、市民課をはじめとする多くの窓口課におきましては、休憩時間の窓口当番を定めて勤務し、交代で休憩をとっておりますが、それ以外の来庁者の少ない部署では、臨機応変に窓口や電話の対応をしているところでございます。

議員のお尋ねの休憩場所の設置でございますが、市民課のように課内のスペースの一部をパーティションで区切りまして、休憩場所を確保し、交代で使用しているケースと、課内にスペースがなく、4号館1階及び3号館1階に、それぞれ設けられた共用休憩室を利用しているケースがあります。理想といたしましては、食堂を設置するか、前者の市民課のケースのように各課内で休憩できる場所をそれぞれの部署ごとに確保することが最善だと思いますが、現状の庁舎スペースを考えますと、残念ながら物理的に不可能でございます。将来、庁舎の建て替え計画が進む場合には、議員御指摘の部分も含めて、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

また、休憩時間を有効に利用するため、各所属長に対し、休憩時間の交代制を浸透させ、職員が平等に十分な休憩がとれるような職場環境づくりに努めるとともに、職員に対しては、先ほどの共用休憩室を十分活用するよう、これからも継続して啓発したいと思っております。

次に、3点目の売店へ行く階段をスロープにできないかとの御質問でございますが、市役所の売店は職員の福利厚生を目的として設置しているものでございまして、運営は職員労働組合が行っております。その設置目的からいたしますと、市民サービスのための施設ではございませんが、近頃では収入印紙や山口県証紙などの販売もしておりますことから、来庁される市民の方々に御利用いただいているのも事実でございます。この売店に通じる2号館通路の南側は2段の階段をスロープにできないかとの御提案でございますが、現状では、スロープに必要な長さが確保できないことから、設置基準に適合したものをつくることは難しい状況でございます。仮につくった場合には、急勾配となりまして、通られる方や車いすでの御利用には、かえって危ないのではないかと考えております。

庁舎については、これまでも安全・安心の観点から、自動ドアやスロープなどを順次整備し、市民にやさしい庁舎にするよう努めてまいりました。今後も、基準に適合し、利用者の安全性が確保される箇所については積極的に改修を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、市民サービス向上の観点から、市役所の売店をより多くの市民の皆様にご利用いただくとする場合には、売店の設置場所や規模、経営形態等、さまざまな要素を見直す必要がございます。また、行政財産でございます市役所建物フロアについては、貸し付け、使用には制限等もございますので、引き続き研究していきたいと考えております。御理解をいただきたいと存じます。

最後に、4点目の防府市ホームページのアクセス件数の推移及び市民から寄せられた要望がホームページに反映されているかという御質問でございますが、市民の皆様に対して、正確、迅速な行政情報の提供が求められている中、情報提供の場として、市広報、テレビ、ラジオ、インターネット等がございます。その中でも、インターネットが急速に普及した現在、いつでも利用できるという観点から、ホームページによる市民の皆様への情報提供は、欠くことのできない大変重要な手段であると考えております。

本市におきましても、平成9年10月に防府市ホームページを開設いたしまして、正確かつ迅速な情報提供に心がけてきたところでございます。こうした中で、平成13年から市役所で扱う様式の申請書ダウンロードサービスを開始しまして、ことし1月には市の公共施設や小・中学校等の位置や情報を示す地図情報サービスを開始するなど、市民の皆様の利便性にも配慮した内容の充実を図ってきているところでございます。

ホームページの作成に当たりましては、ホームページ作成基準を設けまして、わかりやすい内容の掲載や使いやすいデザイン、高齢者や障害者も含め、だれにでも利用しやすいホームページを心がけ、さらには、個人情報の取り扱いにも十分配慮し、情報提供に努めているところでございます。

また、各課ホームページ担当職員の研修会の開催や各部の代表で構成された行政情報化推進部会ホームページ班から意見を求めるなど、内容の充実に努めているところでございます。

御質問の防府市ホームページのアクセス件数の推移でございますが、平成18年度が19万8,880件、19年度が21万8,093件、20年度が24万8,456件、21年度1月末現在のところで32万5,459件と、インターネットの普及に合わせて年々増加傾向にあるところでございます。

なお、21年度アクセス件数が増加しておりますのは、昨年7月の豪雨災害情報ページ

にアクセスが集中したものでございます。

次に、市民から寄せられました要望が、ホームページに反映されているかとの御質問でございますが、これにつきましては、市民の皆様から提言・要望等をホームページへ公表してほしいとの御要望もいただいております。提言者の御了解を得たものについて、市民の声の公表としてホームページに掲載いたしているところでございます。

また、ホームページが見つらい、検索しにくいなどの御意見もお聞きしておりますので、これにつきましては、ホームページ班を中心にホームページの充実について研究してまいりました。その結果、平成22年度にホームページのリニューアルを行うこととしておりまして、この中で各ページの管理がしっかりとできる仕組みづくりや市民の皆様が御利用しやすい、また、親しみやすい、見やすいホームページに改善してまいりたいといたしております。

ホームページによる情報発信につきましては、引き続き研修会等を通じまして、職員の資質の向上を図り、わかりやすい情報を継続的に提供できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育次長、健康福祉部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。行政サービスについては、本当に市民の皆様が、関心が一番高いところというふうに思います。市のほうも、行政のほうも民間企業へ職員を派遣する等、いろいろやっておられるみたいですが、これがどのように職員の皆さんに伝わっているのか、これを、どう今後の行政サービスに生かそうとするのか教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 研修の成果がどのように職員に伝わるかということでございますが、例えば、民間派遣をしております職員については、その途中におきまして、業績といいますか、日常的なものも全部含めて原課のほうに提出するという事になっておりますし、それを原課の中では、当然共有をしますし、これを他課に回したほうが良いということになれば、それは全部他課で共有するという事も考えておりますし、また研修終了時には、いわゆる先ほどちょっと市長が説明を申し上げましたが、暮れ六つTryあぐるといふような研修を今やっておりますので、その中に一つの議題として、その研修の成果の発表なりをする機会は設けておりますので、そういったことの中で、若い職員等に積極的に参加をいただいて、その研修、あるいは感じたことを職員に伝えるということもいたしておりますので、こういったもろもろのことで、少しはそういった――いわゆる

派遣研修の成果とまではあれですが、研修の内容につきましては職員に伝えているということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。しっかり民間企業でのノウハウも含めた――また、行政の市民サービスの仕事自体が、また行政独自のやっぱり業務マニュアルというのをしっかり作成していただかなくてはいけないと思います。

マニュアルの作成の真のねらいは、要は業務を標準化する。これを手順として共通化を図ることによって、業務改善のきっかけにする点と思うんです。皆様に愛される市役所として、やっぱりこの業務マニュアルをしっかりと使っていただいて、例えば、市民の皆様からの苦情といいたいでしょうか、意見といいたいでしょうか、そういうものが業務マニュアル自体に、例えば反映されているのか。それが改定1なら改定1と入って、そこにワンポイントとして、ひもつきで残っておるのか。実際、そういうような業務マニュアルのつくり方をされとるのか、ちょっと教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 業務マニュアルの内容でございますが、例えば、市民からの御意見なり、あるいはちょっとした苦情なりは、いわゆる共通の項目として、いわゆる何といいたいでしょうか、相談の回答をするということにつきましては、各課に全部担当者といいたいでしょうか、すぐ市政なんでも相談課より相談をいただいたことについては、各部の担当が即答するということになっておりますし、そういった、いわゆる意思の伝達といいたいでしょうか、意見の伝達については、少しは改善したというふうに私どもは思っておりますし、各課中のいわゆるマニュアルにつきましても、それぞれやっぱりいろいろな御意見をいただいたときには、当然、改善をしていくということは当たり前のことでございますから、それは私は反映されてるといふふうに考えております。

いずれにいたしましても、これからやっぱり市民の皆様方と一緒に市役所を運営していくということになれば、そういった御意見は十分拝聴して、よりよい対応ができるように心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） 職員の皆さんが常に目的意識、こういうものを持って、また来客された市民の皆様、それに対して、お客様を第一に考えて実践していくこと、その問題に対しての改善のツールとして、しっかり業務マニュアルの作成というのを中身の濃いものにしていただきたいというふうに思います。

これ、業務マニュアルは改善のツールの一つでもありますけど、新しい職員の育成のた

めのツールとして、また使用していただきたい。新しい方が入ってきたときに、以前、こういう問題があったよと、これはねというふうなワンポイントをすぐ出すような、そういうことをひもつきにさせていただいて、これは防府市の財産ですから、行政の財産にさせていただきたいというふうに思います。

次に、昨年、通常国会で成立した公共サービス基本法については、大きく3つの柱から成ると言われています。その柱の一つに公共サービスを担う人たちの権利の保障、要は人間らしく働ける環境が保障されなければ、公共サービスの質、そのものの確保ができないという考え方です。働きがいのある人間らしい仕事、ディーセント・ワークが確保される必要があるという点で、権利として与えられている労働から離れるための休憩場所等が各課に設置されてあるのかですが、行政サービスや市民サービスを推進することは、確かに住民の皆様のお要望です。ただ、職員の皆様の福利厚生や労働環境等はしっかりと考えてあげなければいけないところだと思います。

働きやすい環境だからこそ、市民の皆様へ笑顔で対応できるんです。老朽化した庁舎やスペースは、先ほども言われましたが、十分にとれないところもあるという話でしたけど、私は、何とかその場所をうまく利用すれば、とれると思います。お客様に直接接触しない場所もあろうかと思っています。ただ、100%接しないところはないわけで、対応をしっかり考えていただきたいと思っています。

確かに、ここの課とここの課は、この場所で休憩してくださいというのは簡単ですが、休憩所は名のごとく憩いの場です。行きやすい環境整備に配慮され、職員の意見を十分に考慮した休憩所にしていただきたいことを要望しますが、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 先ほど、市長が答弁いたしましたように、ちょっと物理的な面もございまして、実際には、いわゆるそこまで職員に配慮した配置とはなっていないというのは現状でございます。今、御意見のありました、例えば2つ3つの課が一つの考えとしてどこかスペースを確保するとかというのは、考えられないことではないというふうに思っておりますので、一応、4号館の1階と3号館の1階には、そういったスペースも確保はいたしておりますけど、現実には、やっぱり窓口等でお客さんがお越しになれば、そこに長居をするというのも現実問題なかなか難しいようございまして、そうは言いつつ、職員といえども一労働者でございますから、そういった面に配慮して、これからどういったことができるかも含めて、各課と相談をしてみたいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） 私の前に座っておられる皆様は、職員の皆さんがお客さんですから、しっかり職員の皆さんの意見を自分のこととしてしっかり聞いてあげて、そこで休憩所等の考慮もお願いしたいというふうに思います。

次に、売店利用について、二、三質問させていただきます。窓口で取り扱う業務の中には住民票、印鑑登録等々もあります。収入印紙、先ほど言いました収入印紙や、市長も言われました県証紙ですね。これは売店で販売されております。私も、よく売店に行くんですが、実は、きょうつけとるこの「ちよるる」のバッチですが、これも市役所に売ってますよね。市民の皆さんからよく聞かれるんですよ。それ、どこで売りよるのと。私は売店ですよと言うんですが、一番最後に、やはり、「2号館の1階ですよ、わかりにくいですがね」という言葉を必ずその後につけて、場所の説明に困ります。

先ほど壇上で、市役所のキャパを考えると難しいであろうと考えますが、根本的に本当に売店というところは職員の福利厚生というところもそうですけど、やっぱり市民の皆さんもたくさんの方が行かれるところだと思いますので、そういうところも考えて、しっかり研究をしていただきたいというふうに思います。

売店の表示案内や見直し、階段の撤去、これが本当にできないものか。利便性を少しでも向上させていただきたいと思います。市民の皆さんのそういう声も多いんじゃないかと思いますが、その点につきまして、もう一度、職員の方も、障がい者の方もおられると思うんですけど、そういう不便さを行政のほうに上げていくことが本当はないのか。そういうところも含めて再度お聞きいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 先ほど、市長も壇上でお答えいたしましたように、本来、職員の福利厚生施設として売店は設置したわけでございます。

しかしながら、今、議員申されましたように、職員も、車いす使用の職員が数名おります。これは現実問題、使えないというのも、これは事実でございますから、そうは言いつつ、いわゆる抜本的な改修までできるかといえば、スロープについては、ある程度の、南北にありますけど、距離をとることは可能かもわからんですけど、要は、その次の段階として、いわゆる自動ドア、これの設置が伴わなければ本当にバリアフリーというふうにはならないというふうに考えておりますので、その辺を含めまして、もうちょっと研究といえますか、検討することが必要というふうに考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。決して、そんな無視してるわけじゃございませんので、できることがあるなら、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） しっかり考えていただきたい。本当に、何でできないんかというのを、できない項目を挙げてください。私も、一般企業で、よく上司に怒られます。できないことはない。できないことは何ができないのか、それを一つ一つ改善すればできるんだ。これが一般企業の考え方です。しっかり、その点はよろしくお願いいたします。庁舎内にコンビニエンスストア形式も含む出店者の募集をされとる市もございます。他市との、そういう御研究もしっかりされて、市民の皆さんへ、できたらアンケート等もとっていただいて、本当に売店自体が必要なのか、そういうところも含めて研究していただきたいというふうに思います。

次に、ホームページについて、るる説明いただきました。ありがとうございました。今回は、リニューアルされるということで、1点、事例を挙げさせていただきます。防府市のホームページのサイトの中に検索機能がございます。ある市民の方が自分たちの仲間料理教室を開きたいと、この検索機能を使い調べたとのこと。検索結果、一番目に出たのが、教室に参加される方、材料費の一部助成、お一人当たり500円の会費負担がありますと出たので、早々、各担当課へ連絡をしたとのことでした。しかし、それは難しいと言われ、その方は啞然としたということです。開催場所も全部こちらで手配し、段取りもしていたのですが、なぜできないかもよくわからない説明であったとのことでした。

現在、その項をクリックすると、ファイルが見つかりませんと出ます。ですが、担当課のホームページには、お知らせ情報にも中止になったことや変更になったことも記載されておりません。余りにも理不尽に思うのですが、事業や計画でホームページに載せた後、フォローはどこが担当するのでしょうか。例えば、検索した後に、出てきた事業に対し、クリックをした場合、この事業の申し込みは中止になりましたとか、わかるようにすべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） そういった事実があったとすれば、大変申しわけなかったというふうに考えております。

ホームページのリニューアルにつきましては、先ほど申しましたように、各課が、今、基本的には各課の事項については管理をしておるわけですが、ホームページ班を今設立をいたしておりますので、各課の共通したそういった内容についても、今後、速やかに対応できると思いますか、この内容の更新についても的確にできるように、そういったことを含めて、リニューアルの中で考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ぜひ、そういうことのないように、よろしくお願い申し上げます。

ホームページ全体に、今回リニューアルされるということで、一つ提案ですが、イベントカレンダーを、ぜひ一番最初のところに上げていただきたいなど。市民の皆さんが、日ごろ、こう目にするカレンダーというのは、やっぱりホームページというところに載せていただいて、その日にち日にちをクリックしたら、その日のイベントができるようなというのもいいんじゃないかと思います。

今のホームページはイベントをクリックすると、イベントのお知らせはその月の情報が出ます。日にちから各種のイベントがすべてわかるように。観光カレンダーもございしますが、観光カレンダーは、その日その日はクリックできませんので、できれば、画面のところにカレンダーを設けていただければいいんじゃないかなあと、これは御要望です。

あと、いろんな公共施設が防府市もございしますが、ホームページ上でリンクできて、予約ができないか。各市に一応、ちょっとインターネットで調べてみましたが、箕面市、公共施設予約システムというのがございます。これは、学習センターや公民館、市民館も含めたスポーツ施設情報もあって、ホームページのところから登録されている方は予約ができる。登録をされていない方でも予約情報が見れるというふうになってます。他市の情報、市民の意見、市役所の職員を巻き込んだホームページの作成を要望し、この項は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、小・中学校の洋式トイレの推進について、教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 小・中学校の洋式トイレ化の推進についての御質問にお答えします。

近年の生活様式の変化に伴い、家庭では洋式トイレが急速に普及し、本市におきましても、公共施設におけるトイレの洋式化は市長の基本方針として示されており、計画的に洋式化に取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましても、小・中学校において、和式だけではなく洋式トイレの設置が、児童・生徒にとって必要になってきていると認識しております。このため、これまで学校のトイレの洋式化を進めてまいりましたが、特に平成19年度からは、地域の方々が利用されることも多い屋内運動場について、2分の1のトイレを洋式化するという目標に優先して取り組み、その結果、屋内運動場のトイレの洋式化率は約52%となり、所期の目標を達成したところでございます。

また、校舎につきましては、肢体不自由児の方が入学される場合、入学前の就学時健診や仮入学時に洋式トイレが必要かどうかについて、保護者の御意見も伺いながら施設の改

修を含め、その都度、学校と協議して対応しております。

これらの対応によって、現在、小・中学校の洋式トイレの数は、小学校では児童用トイレ786カ所のうち137カ所、中学校では生徒用トイレ403カ所のうち55カ所となっており、洋式トイレの割合は、小学校で約17%、中学校で約14%と、徐々にではありますが改善をしてきたところでございます。

小学校の校舎の各階に洋式トイレを設置する計画はないのかとの御質問ですが、小学校におきましては、洋式トイレが校舎にない学校が5校、また洋式トイレが校舎の1階だけにある学校が2校となっているのが現状でございます。

教育委員会といたしましても、洋式トイレの割合を増加させる必要は十分認識しており、このたび屋内運動場の洋式化の目標を達成いたしましたので、今後は校舎のトイレの洋式化に計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在、学校耐震化事業に取り組んでおりますので、校舎のトイレの洋式化につきましては、耐震化に伴う補強工事と調整しながら、まずは校舎に洋式がない学校から着手し、続いて校舎の各階に洋式トイレを設置してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。すごい前向きに取り組んでいただけたということ、よく今の御説明でわかりました。しかし、これはお金がかかることなので、なかなか事業自体が進まないというところがございます。だから、しっかり予算を組んでいただいて、本当に必要なところ、ここをしっかりやっていただきたいというふうに思います。

今、現場・現物での改造推進計画もございますけど、現在、小学校では新入生に向けて、保護者等のアンケートやお子さんの気がかり点の調査も事前にやられておるといふふうに言われましたが、実際、そのような調査でトイレの問題はやっぱり出てくるんでしょうか。どれぐらいあるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 先ほどお答えしましたとおり、アンケートとか、保護者の方と十分話し合っております。このたび、4月から入学される方につきまして、2名の方について、やはり洋式トイレが必要だということで、今改造に着手しているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） ありがとうございます。あるお母さんは、小学校へ上がる前に、和式タイプのトイレがあるショッピングセンターへ行き、練習をして、小学校へ行かせたとのこと。確かに、なれば問題は浮き彫りにはなりません。例えば、在学中に足を痛めたとか、しゃがむことが困難な生徒も、お子さんも出てくるケースもあろうかと思えます。

また、小学校の後半は、思春期へ入る大変デリケートな時期だと思います。最近、学校でトイレに行かない、また行けない児童・生徒もいるとのこと。人間の生理現象でどうしようもないとき、また氷山の一角になっているかもしれないいじめの問題等、子どもたちに不安を持たせる環境ではいけないと私は思います。

先ほどのアンケートの件ですが、どのようなアンケート調査なのか。例えば、箇条書き方式とか、トイレについてとか。家のトイレは洋式なのか、和式タイプなのか、マル・バツ調査とか、しっかり御意見を聞く。気がかり点を記入していただくとかいうふうに、今になっておればいいんですけど、そういうふうなことをしっかりやっていただきたいというふうに思います。

トイレの問題とは少しずれるかも知れませんが、日本人の死亡率で高いがんですが、その高い死亡率の中に大腸がんがございます。これは、欧米化された食文化も要因の一つと言われていますが、低年齢化した便秘の要因も取り上げております。小学校のころから便秘になる要因がつくられるという記事を見ました。朝起きて、朝食をとらない。そのために便意が起こらず、学校へ行く。学校へ行けば、トイレは汚いし、みんなからからかわれる。だから我慢をして便秘になるということです。もちろん、夜更かしをさせないとか、食生活に気をつける。規則正しい生活環境を家庭でつくることも必要なことですが、トイレの洋式化を推進するというので、みんなでトイレを維持管理する。規則正しい生活を送るということを教育の一環にしていきたいというふうに思います。

実際、トイレを我慢している児童・生徒は、どれぐらいいるのでしょうか。これ以上突っ込みませんが、トイレを我慢する子どもたちが減ってきたという報告を受けたいものです。

最後に、再度お尋ねいたします。学校のトイレをパーセントにこだわらず、洋式化へ推進していただく計画はあるのかということ――いただけるのか、再度お聞きいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 議員御指摘のとおり、学校の児童・生徒たちが、和式、洋式、選択できるような形に持っていかなくちゃいけないというふうに思っております。

数字でございますけど、まずは、各階に男女1カ所ずつの洋式トイレを設置いたしますと、約25%となります。当面は25%を目標にし、最終的には半分というふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 10番、山田議員。

○10番（山田 耕治君） よろしくお願いたします。4Sという、整理、整頓、清潔、清掃、これにしつけ、習慣というふうには入ります、6Sも含めて、トイレを通じて子どもたちにしっかり教えていただいて、また推進計画を今後も進めていただくということを御要望して、この項は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、障がい者スポーツ振興支援について、簡潔にお願いします。健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 障がい者スポーツ振興に対する市の支援の現状についてお答えいたします。

現在、本市では、障害者の方の社会参加を目的に、防府市障害者体育大会や防府市ふうせんバレーボール大会、防府市障害者親睦卓球大会を市主催行事として、毎年開催しております。いずれの大会も多くの皆様に御参加いただき、障害者の方も支援される方やボランティアの方と一緒に競技をすることで、楽しい一日を過ごしていただいているところでございます。

また、山口県障害者スポーツ大会では、全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会を兼ねて行われる競技もあり、参加希望者は日ごろから練習を積み重ねておられます。

市といたしましては、できるだけ多くの方に選手として出場していただけるよう、申し込み手続や移動手段などの支援を行っているところでございまして、今年度は、陸上競技をはじめ、水泳、卓球、フライングディスク等、さまざまな競技に約130名の方が防府市から出場し、好成績をおさめられました。

平成23年度には、全国障害者スポーツ大会、「おいでませ！山口大会」が開催されますが、大会での勝利を目指して日々努力しておられる障害者の選手の姿は、他の障害者の方にとっては大きな励みとなり、また障害のない市民の方にも大きな感動を与えるものであると思います。

障害者スポーツの振興は、障害者の社会参加、自立促進や市民の障害に対する理解を深める上で重要なものであると認識しております。今後も、障害者スポーツ大会の開催や参加につきまして、これまで同様支援してまいります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 再質問につきましては、今後の活動にしてください。

○10番（山田 耕治君） もう時間がありませんので、要望だけいたします。

○議長（行重 延昭君） はい、簡単をお願いします。

○10番（山田 耕治君） 障がい者と健常者の交流が、もっと図れるということは、やっぱりここは行政がしっかり取り組んでいただかなければいけないということを思います。今後の障がい者計画の中にも、障がい者スポーツの振興も視野に入れた計画を織り込んでいただくことを御要望して、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、10番、山田議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、20番、大田議員。

〔20番 大田雄二郎君 登壇〕

○20番（大田雄二郎君） おはようございます。明政会の大田雄二郎でございます。よろしくをお願いします。

まず最初に、ことし亡くなられた私たち明政会の中司実議員の御冥福をお祈りします。さぞかし、この3月議会に出席したかったことと思います。

昨年、7月21日の豪雨災害では、14名の尊い命が奪われました。亡くなられた方の無念さを思うと心が痛みます。心からお悔やみ申し上げます。

県は、昨年7月21日、7時40分に、土砂崩れが起こる危険性が極めて高いことを示す土砂災害警戒情報第1号レベル4を発し、念のため、市に受信確認の連絡をしたにもかかわらず、市は放置していました。その後、8時10分に、県は土砂災害警戒情報第2号を発令しました。そして、8時30分に防府市災害対策本部を設置しました。9時10分に土砂災害警戒情報第3号を県が発令しました。11時53分、勝坂262号線で通行車両が土砂崩れで埋没し、2人、被害が発生。12時10分、勝坂262号線付近で救助現場に向かった消防隊、消防車両3台、隊員13名が土石流に巻き込まれ、全員、安否不明との報告が本部に入る。12時15分には、奈美で土石流が発生した。真尾の大歳神社付近で土石流が発生し、2人が生き埋めになりました。

真尾のライフケア高砂では、施設に水が入り、人が流されている状況になりました。そこで、ライフケア高砂から市に電話をしたが連絡がとれませんでした。その後、山口県に電話をしたところ、すぐに山口県から自衛隊に出動要請、12時28分には、山口県から防災ヘリ出動要請、13時8分に、下関地方気象台は、大雨洪水警報と雷注意報の継続を発表、13時21分にライフケア高砂で、土砂崩れ発生を消防団調査、13時30分に、県は土砂災害警戒情報第4号を発令、そして13時55分に、ライフケア高砂で10名生き埋めとの消防の現場情報、14時、消防から自衛隊北九州福岡県防災ヘリ出動要請、

14時10分になって、市は避難勧告を右田市上に出しました。

そして、同報系防災行政無線及び広報車で右田市上地区に避難勧告を出しました。自治会長には、避難勧告の電話連絡を行いました。14時51分、ライフケア高砂で5名救助との現場情報、16時10分、市から避難勧告を神里、勝坂地区に出しました。16時20分、自衛隊ヘリ、ライフケア高砂で3名救出との現場情報、17時、防府市災害対策本部会議、17時20分、市から避難勧告を、真尾下郷に出しました。18時30分、ライフケア高砂2階に消防現場指揮本部設置、20時、防府市災害対策本部会議、県から7月21日、午前7時40分と8時10分、9時10分に、土砂災害警戒情報を受けたとき、即時に確認、避難勧告をしていれば、14名の人命を失うことはなかったはずです。

また、当日の1時間当たりの降水量は、7時が38.5ミリ、9時が63.5ミリ、12時が49.5ミリであり、30ミリ以上の基準からいうと、3回、避難勧告を出さないといけない状況でした。さらに、12時15分ごろ、ライフケア高砂の災害情報により、市職員はライフケア高砂に向かいましたが、出水により途中で引き返しました。真尾の光明寺の前で、防府市役所の名前の入った乗用車が向きを変えて市役所方面に引き返したのを真尾の被災者の人々が見ていました。

初期対応の悪さにより、ライフケア高砂では7名の尊い命が奪われました。これでは、人災と言われても仕方ありません。しかも、市長は、おわびも反省もしていないとの声が、亡くなられた14名の遺族の方々、被災者、多くの市民から出ており、市長は責任をとって、3期12年でやめるべきという声が上がっています。このようなことでは、今後も、市民は大変不安です。私たちは、市民の命を守ることに切望します。

それでは、市民の命を守ることに、首相の施政方針演説の中で、人の命を守るためにというのがありました。そこで、市民の命を守ることに、昨年、7月21日に発生した中国・九州北部集中豪雨から7カ月が経過しました。市民が14名死亡され、またその後、3名が死亡されました。結果として、合計17名となりました。市民の命を守る立場の市長、副市長の7月21日の行動についてお尋ねします。

7月21日、7時40分に、総務課に土砂災害警戒情報第1号レベル4の連絡が入り、8時30分に災害対策本部を設置され、その情報が伝達されなかったことは二度とあってはなりません。今後、どのような体制で対応していかれるのか、具体的にお尋ねします。

防府市豪雨災害検証委員会の委員は、市の職員を除いて、勝坂、神里、鈴屋、奈美の自治会長を入れることについてはどうですか。昨年、7月21日以後の被災状況を被災者等に聞いてDVD等で記録し、今後の教訓にしてはどうですか。7月21日を防災の日とし、追悼式実施と教訓を忘れないための碑の建立についてお尋ねします。防府市豪雨災害検証

委員会の今後の検証予定と、その検証内容をどのように防災行政に生かしていかれるのかをお尋ねします。

2番目の質問事項として、ライフケア高砂の早期再開についてお聞きします。真尾の特別養護老人ホーム、ライフケア高砂の早期再開を理事長以下、全職員と市民が待ち望んでいることについてお尋ねします。

先日、特別養護老人ホーム、ライフケア高砂に視察に行っておりをされました。災害後、7カ月、近隣関係者から余りにも遅い、老人ホームの再開はいつになるのかと、待ち望んでいる問い合わせが多くあります。ライフケア高砂の災害査定は、昨年11月18日、19日にわたり実施されましたが、その後、厚生労働省や中国四国厚生局、中国財務局を経て、山口県から再建資料内容の不明事項の照会があり、その都度、回答申し上げてまいりました。

当初、1月中旬には、全額提示が行われるであろうと言われていたのですが、いまだに査定金額が不明の状態です。これでは、再建の資金繰りもできないところです。再建して、また働くぞという気持ちは職員一同持っていますが、約7カ月、何も変化がない日が続くと、いつまでも高揚心を抱くことが難しくなります。自分たちの手で再建に備えての処理、事務、なれない土木作業等、総勢25名、緊張の糸が切れた場合には、再建に当たって、人の確保が非常に困難となります。施設が再建に当たって進めている施策も作成していません。

1番目として、雨量計の設置、2番目として、エレベーターの動力を自家発電装置にする。3番目として、緊急連絡を無線連絡に変更など、現在、国土交通省は砂防堰堤の新設1基と、治山ダム二、三基を上流部に工事をしております。川の流れの中でL字部分を緩やかに流れを変更するなど、国土交通省が作成中と聞いております。何とぞ、早期再建のできるよう御配慮をお願いいたしたくお願い申し上げます。こういう要望をされました。

次に、3番目として、経済対策について、住宅の耐震補強への助成について。住宅の耐震ニューディールについてということですがけれども、東京都品川区の住宅街の一角にある古い木造住宅に、昨年9月末、品川シェルターの第1号が取り付けられました。住宅の耐震補強を公共事業に位置づけ、地域経済の活性化を図る。また、耐震化は、地震から人命を守るだけでなく、復旧、復興の費用も大幅に減らす。品川区の補助金は、今年度は30万円、4月からは50万円とのことであり、防府市でも実施してみてもどうか、お尋ねします。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、市民の命を守ることについての御質問にお答えいたします。

答弁に先立ちまして、改めて、お亡くなりになりました皆様方の御冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様方へ衷心よりお見舞い申し上げます。

初めの御質問の、7月21日の災害対策本部設置時における市長、副市長の行動についてでございますが、私は、昨年の9月議会でも答弁いたしておりますとおり、当日、7時ごろから強烈な雨が降っておりましたことから、7時30分には、予定していた業務のお断りできるものはお断りをし、変更できるものはスケジュールの変更を指示し、その後、8時前に市役所に参りまして、8時30分に災害対策本部を立ち上げたところでございます。

しかしながら、当日の私のスケジュールのうち、西浦の車座トークは1カ月以上前に決定し、市広報で広く市民に広報いたしておりましたことから、どなたが御出席されるかわからない公務でございましたので、延期のお知らせをすることもできず、万やむを得ず、災害対策本部の対応を副市長にゆだね、9時40分ごろ当地に出向き、出席された方々に災害対策本部を立ち上げていることなどをお話しし、短時間でこの公務を終え、本部に戻ったところでございます。

その後、右田国道262号線で救助に向かった消防車両5台のうち消防車2台、救急自動車1台と消防隊員13名が土石流に押し流されたとの報告と、多数の通行車両が埋没しているとの情報等を受けましたので、12時15分ごろ、山口県知事に自衛隊の出動要請を行うと同時に、副市長と本部員を右田公民館に派遣し、12時50分ごろに、現地対策本部を設置いたしました。

私は、各地で災害が発生しておりますことから、災害対策本部での対応を総務部長に指示し、取り急ぎ現地確認のため、右田地区の被災地に急遽出向き、14時前に本部に戻りました。

その後、現地対策本部から、「今なら安全に避難所へ避難できる」との状況報告を受け、14時10分に右田市上地区に避難勧告を発令したところでございます。副市長は、本部に一たん戻り、その後、ライフケア高砂に赴き、対応に当たりました。私も、右田地区から真尾地区の被災地に向かい、現地の状況を確認した後、右田神里・勝坂地区に避難勧告を発令するよう総務部長に指示し、16時10分に避難勧告を発令したところでございます。

避難勧告の発令につきましては、私どもの災害対策マニュアルに従って、現地の状況が

確認でき、安全に避難をすることができるということを確認した後に出しているところでございます。

その後、本部に戻り、真尾下郷地区の災害状況や今後の雨量の状況を検討し、避難通路や避難所の安全と輸送手段が確保できましたので、17時20分、真尾下郷地区に避難勧告を発令いたしましたところでございます。一方、副市長は、ライフケア高砂で、入所者などの避難状況の確認と、真尾下郷地区の避難誘導の指示等を行った後、本部に戻ってまいりました。

20時には、災害対策本部の会議を再開し、被害状況や今後の対応等について協議しております。

以上が、7月21日の私と副市長の一連の行動でございます。

次の御質問の7時40分の土砂災害警戒情報第1号の連絡が8時30分に災害対策本部に伝達されなかったことについて、今後どのような体制で対応するかの御質問でございますが、当日、午前4時18分に大雨警報が、下関地方気象台から発表され、7時ごろから、土木都市建設部、産業振興部の土木関係課の電話に災害通報が入り始め、短時間のうちにオーバーフローし、総務課に電話が回り始め、土木関係職員が現場の状況確認のため出勤を始めている状況でございます。

その後も、総務課の電話は鳴りやまず、また各関係機関からの気象情報や水防情報などがファクスで入り、その情報を関係課にファクス送信するなど、情報が錯綜し、その後、災害対策本部設置の準備等々、非常に混乱した状況での災害対策本部の設置となりましたので、各情報の分析までは至らなく、情報の伝達ができなかったものでございます。

御指摘のとおり、このようなことは、当然、二度と起こってはならないことでございます。御承知のように、新たに防災危機管理課を設置し、防災体制の強化に努めるとともに、来年度からは、さらなる防災体制の強化を図るため、防災危機管理専門員1名を嘱託職員として増員いたします。

今後は、気象に関する各種警報等が発表された場合には、気象情報や水位情報等に十分注意し、災害対策本部設置後には、それらの情報が迅速かつ的確に伝達できる体制としてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、豪雨災害検証委員会の構成委員と、災害の検証結果を受けての対応についての御質問でございますが、防府市豪雨災害検証委員会につきましては、甚大な被害が発生いたしましたことから、委員にさまざまな角度から課題を検証していただき、今後の対策に資する目的で設置いたしましたものでございます。委員につきましては、学識経験者、有識者、行政関係者等のうちから、市長が委嘱いたしております。

市の部長を委員に選定しておりますのは、今回、災害対策本部を設置しておりました7月21日から9月3日までの間、本部員として、災害対策本部に詰め、被災者の生活支援や復旧・復興にかかわったからでございます。

議員御指摘の勝坂、神里、鈴屋、奈美の自治会長を委員に入れてはどうかということですが、被災地域の方々のお声をお聞きすることは極めて大切なことと思ひまして、被災された自治会を統括する自治会連合会長を含め、計4名の方々に入らせていただいております。また、必要に応じて、自治会長さんのお話をお聞きすることもできますので、御理解をお願いいたします。

次に、7月21日以降の被災状況を被災者等に聞いて、DVD等で記録し、今後の教訓にしてはどうかという御質問でございますが、市といたしましても、7月21日の未曾有の豪雨災害の被災状況をDVD等で記録保存し、後世に語り継がなくてはならないと考えておりますので、御審議をいただいております新年度予算において予算計上いたしているところでございます。

次に、防府市豪雨災害検証委員会の今後の検証予定と、その内容をどのように防災行政に生かしていくかとの御質問でございますが、第1回の防府市豪雨災害検証委員会は1月20日に開催いたしまして、検証の目的や災害対策本部設置前後の初動体制、避難勧告についての時系列に合わせた市の対応並びに情報収集・伝達体制等につきまして、事務局から説明をしたところでございます。

今後の検証委員会の予定といたしましては、第2回の検証委員会を3月下旬に開催することとしておりまして、第3回以降は、委員長、副委員長とも相談しながら進めてまいります。その後は、第1回から第3回までの課題や問題点等とその対応策・改善策を整理いたしまして、梅雨入りまでには報告書を作成する予定にいたしております。

その検証結果を踏まえ、災害に強い防災行政の構築を図るとともに、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいり所存でございますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後の御質問の7月21日を防災の日として、追悼と碑を建立することについてでございますが、「防災の日」を設けることにつきましては、豪雨災害のありました7月21日を「防災の日」として、条例で定めたいと考えておりますのでよろしくようお願い申し上げます。また、本年、7月21日には、アスピラートを会場にいたしまして、亡くなられた遺族の皆様方をはじめ、被災された市民の皆様方、捜索活動・復興活動に御尽力をいただきました各関係者の皆様方などにお呼びかけをし、追悼式典をとり行うことにいたしております。

さらに、日を改めまして、市民の皆様の災害に対する防災意識の高揚を図るため、地域の皆様をはじめ、関係機関と連携をとりまして、実践的な防災訓練を実施することにいたしております。

なお、「防災の日の宣言」の表示を市役所入り口前に掲げることにしております、碑の建立にかえさせていただきたいと思っております。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長、土木都市建設部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 御答弁をありがとうございました。お話のあった7月21日を防災の日として条例をつくられると。それから、7月21日にアスピラートで追悼式典をされると。それから碑についても、市役所のところへつくっていただけると。今後、防府市は一生、これから7月21日という日を忘れないようにしていただければと思いますし、再質問として、先ほど私が一般質問の中でお話ししました昨年7月21日に、真尾のライフケア高砂の現場確認に市の職員が行く途中で、すぐ近く、真尾のすぐ近くですね、光明寺さんですから、すぐ近くで市の車が、防府市役所の名前の入った市の車が引き返したということについて、市長は、どう思われますかと。

まず、それが乗用車だったと思いますが、防府市役所の名前が入ったのはですね。だから、そういう災害のときは、防府市役所にも4WDの四輪駆動車がありますから、特に、7月21日のような災害のときは、市役所にある四輪駆動車を最優先で行って現地確認をしてもらおうと。それで、四輪駆動車がなければ、防府市にはマツダさんという立派な会社がありますので、マツダさんで四輪駆動車を新車でも購入していただければ、バイ防府運動で、防府市のため、マツダさんのためにもなりますので、それについて市長の御回答をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 真尾の光明寺の前でUターンしたということですが、私は確認いたしておりません。私は、14時、帰ってきて、ライフケア高砂に直ちに赴いたわけですが、その当時も、まだ道の上に水がどんどん上がっておりましたけれども、私は、わき道から入りまして、その水が上がってるさなか、ライフケア高砂にやっとたどり着くことができました。

ですから、光明寺のあたりは、まだ真尾谷川の水がいったんではないかなと思うし、私は、そういった事実は確認いたしておりません。私は、2時過ぎに現地に赴きましたが、水がどんどん、いわゆるライフケア高砂のほうの入る道のほうに上がっておりましたけれども、やっとの思いで駆けつけた次第であります。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 車の件がございましたが、災害時でございましたので、ある車を使ったということがございます。今後は、災害時には、そういった四輪駆動といたしますか、機動性のある車両が必要というふうには理解いたしておりますので、今後、その車を購入なりするときには、そういったことに配慮して、車の購入なり、リースなりをしていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 嘉村副市長、この市長が選任された防府市の豪雨災害検証委員会、この中の報告書の中で、これに書いてあるんですよ。真尾の途中で出水により引き返したと。この豪雨災害検証委員会のこの報告は、何のためにありますか。嘉村副市長、この豪雨災害検証委員会のこの報告書、見ておられんのですか。この中で、3ページですよ。7月21日、火曜日における災害対策本部設置後の時系列及び対応状況、この中の右側の防府市の対応状況の中に、ライフケア高砂の災害情報により市職員が高砂に向かうが、出水により途中で引き返すと、この記事が出てるんです。

そして、真尾の光明寺のところで、防府市の被災者の方が皆さん見てるんです。防府市役所の車が、市役所方面から真尾のライフケア高砂さんのほうへ向かって行ってたのを、あそこで市役所の車が引き返したと。しかも、乗用車で1人しか乗ってなかったというふうに、見られた被災者の方はおっしゃいました。それは間違いのない情報です。幾らでも、ここで証人として出ましよう。それだけ言われる。名前を言えば、防府市内でも被災者の方、皆さん知っておられるぐらいの有名な方がおっしゃってます。それについて。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 要は、真尾の災害について、複数の車両が、片地、私ども片地と言いますけれども、人丸側を通過して行きました。行ったけれども、いわゆる土砂崩れ等々で片地側からは入れなかったんです。その車が引き返したということは、そこに記載してあるとおり、間違いありません。行けなかったんです。要するに、人丸のところ、あるいは矢筈のところ、もう道が、行くことはできなかったという報告はきちんと聞いております。

それと、今、御指摘の真尾の光明寺の前でということについては、それは私は、存じておりませんということをおし上げたわけです。実際に、午前中に行きました。が、行けなかったということは事実であります。その報告はきちんと聞いております。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 今の件についても、もう防府市としては、とにかく7月

21日のような災害のときは、防府市内どこへでも行けるように、もう乗用車じゃなくて四輪駆動で、マツダ車で立派なのがたくさんありますから、ぜひとも予算、つけていただいて、バイ防府運動、マツダ車の購入をしていただければと思います。

次に、第2次義援金の配分予定について、12月議会で、私が一般質問させていただいて、市長ができるだけ早く第2次配分についてはさせていただきますとおっしゃいましたけれども、きのう現在、まだ配分がされていませんので、その予定についても市長のほうへお聞きできればと思います。この関連質問で。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（嘉村 悦男君） 私、配分委員会のほうの司会、進行役を務めておりますので、質問通告にはございませんが、関連ということで答えさせていただきます。

なるべく早くということで、無論、議会側委員の方にも入っていただきまして、協議しまして、できれば年内にということで、第1次配分については配付させていただきました。事務は、本当、福祉部の職員が必死になってその配分は終わりました。

第2次配分については、会議のほうは、その後、1月、2月断続的にやりまして、ほぼ決まっております。決まったことについては議会にも御報告申し上げておりますが、いわゆる災害関連死の方の認定について、なかなか今災害関連死の認定委員会のほうの結論が出ていないという状況の中、いわゆる配分指数が高くございますので、その結論を経て配分をするという予定となっております。

なお、配分委員会については、もうそれが決まれば、その指数等々を、いわゆるお示しをするということで、よほどの変更がない限り、配分委員会については、もう終結しようということで配分委員会のほうの委員の皆様の御了解を得ておりますが、いわゆる災害関連死の方の認定ができていないというところで、事務が今ストップさせられてるという状況でございます。それさえ決まれば、直ちに配れる準備となっております。

○議長（行重 延昭君） いいですか。

○20番（大田雄二郎君） はい、いいです。

○議長（行重 延昭君） 次は、ライフケア高砂の早期再開について、健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 特別養護老人ホーム、ライフケア高砂の早期再開についての御質問にお答えいたします。

ライフケア高砂の再開につきましては、市といたしましても、特別養護老人ホームへの入所を希望されている多くの待機者がおられるという現状があることから、施設の早期再開を強く期待をしているところでございます。施設再開につきましては、現在、山口県が法人の意向を聞きながら、指導、助言を行っているところであり、市といたしましても、

ライフケア高砂の施設再開の進捗状況を注視しているところでございます。

現在、特別養護老人ホーム、ライフケア高砂の後背地では、国や県において砂防堰堤設置工事等、土砂災害防止対策工事などが行われておることにつきましては御承知のとおりでございます。市といたしましても、工事完成後に施設の安全確保が図られた後の一日も早いライフケア高砂の再開を切望しておりますが、県に対しましても、今後、要望してまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。できるだけ早く、ライフケア高砂さん含めて、被災地の早期再開をしていただければと思います。

再質問として、市が平成20年にライフケア高砂を訪れて、この場所は、平成20年3月25日に、土砂災害警戒区域の指定になりましたと。市の担当者が土砂災害警戒区域の地図を持参し、そのときは、対策については、何にも発言や指導もなかったというふうにお聞きしています。ライフケア高砂の前理事長は、県に対して、現在、農免道路がつくられており、上流の川の水が多量に流れた場合に、直径、幅1.5メートルの導水管が農免道路の下を通過して、すぐに直角に曲がって川が流れているのは危険であるとの申し入れをしましたが、県では、水量を計算しているので大丈夫との回答であったと聞いています。

そこで、現在、市内には、土砂災害警戒区域が約590カ所ありますが、その中の7カ所には福祉施設等があるとされており。どこの施設が土砂災害警戒区域にあるか、回答をいただきたい。市は避難勧告、避難指示を発令した場合に、これらの施設がどのように対処すべきかを施設に任せるのではなく、市当局が、具体的な方策を出して、相互に対策を考えるべきだと思いますが、市当局はどのようなことを考えておられるか、回答をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 後背地に土砂災害の危険箇所があると、今7カ所というふうに言われましたが、ちょっと全部は覚えてませんが、市の施設であります大平園、愛光園、そしてなかよし園もありますか。それと向島のゆうあいさんのところ、それと、あかり園がございます後背地の一部というふうなところが結構ございます。それで、いわゆる要援護者の災害時の、今から先の災害に対する場合の対応ですけれども、これは、今回の一般質問で出ておりますが、今後、個別計画をつくり、名簿等をつくってまいります。

それと、いわゆる避難勧告が出たときに、任すのかどうかということですが、今回も避難勧告が出ました今のような施設につきましては、担当から全部連絡をしております。そ

れで、大平園等につきましては、身体障害者センターのほうへ行かれております。ゆうあいにつきましても、ちょっとどこに行かれたか覚えてませんが、華南園だったと思いますけども、そちらのほうに行かれております。これは、全部うちの方から連絡して対応をお願いしたところですよ。あかり園につきましては、人が結構多うございますので、避難はできないということがありますので、高いところに、自分の施設の高いところに行ってもらおうということで話がついております。

今後も、すぐすぐ今の対応マニュアルというのが、なかなかすぐはできないと思いますので、いわゆる今までどおりに勧告が出たら、うちのほうからお知らせをするというふうなことでやっていこうというふうに思っています。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。ライフケア高砂さん含めて、防府市内の7カ所の施設の早期再開及び復旧を希望しております。

続いて、再質問として、災害時に、介助が必要な高齢者や障害者らを受け入れる福祉避難所を指定するよう、1997年6月、厚生省、当時は、全国の自治体に通知を出して指定を推奨していました。そして、昨年12月6日、福祉避難所の都道府県別指定状況によると、山口県は20市町村のうち自治体は5カ所で、25%の割合でした。

そこで、指定されている場所の近隣の施設が利用する方策を市は助言していますか。昨年、7月21日の災害で、自動車で入居者をほかの場所に移動させようとしたときに、このような緊急事態のときにどのようにするのか、各行政機関で協議していただきたい。

また、避難勧告、避難指示が発令されたときには、施設の所有者、職員の通勤自家用車で入居者を市の指定福祉避難所に搬送し、足りないところは、市がタクシー会社に指示を出して、車両により入居者を安全地に避難させるようにするとか、近隣施設の搬送協力体制をつくるような具体案を施設に提案すべきことと思っていますが、市当局はどのように考えておられるか、回答いただきたいと、それについてお願いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 障害をお持ちの方などにつきましては、通常の避難所では、とても対応に無理があるというのは重々承知しております。それで、今、市では、福祉避難所というのかどうかちょっとよくわかりませんが、今、ヘスティア華城さんと、それとまめ舎さんに、そういういろいろ障害をお持ちの方、寝たきりの方が、避難する必要が生じたときにはお願いをするということになっておりますし、今回も、ある程度の方をお願いをしております。

それで、今、そういう施設をお持ちの方の連絡協議会はあるわけですが、その後の話で、施設としてお互い助け合うことができないだろうかというようなことで、ちょうどそういうふうなことを県が調査をしております。その調査の結果を私ども、もらいまして、同じものを各施設のほうにお渡ししております。ですから、今後の会議で、今度、施設間同士でどうしていくかというふうな話もしていくことになっております。

行政で、どなたがたまたまそういうふうになるかわかりません。ですから、現状の施設を利用して今からもやっていくというふうにし、ちょっと今のところはお答えはできない状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。福祉避難所は、普通の方が避難する避難所と違って、例えば、去年の7月21日のライフケア高砂さんでも、2階に上がるのに、車いすの人は、普通の方の2倍、3倍、それ以上の時間がかかると。だから、避難勧告等を出す場合でも、もうそれを考えて早目早目に避難勧告、それから避難指示を出してあげないといけないと。それから、そういう福祉避難所ですね。これも、今おっしゃったヘスティア華城さん、それからまめ舎さんとか、そういうふうなところをできるだけ早く避難していただくと。

そして、この問題については、市長に、このライフケア高砂さんの早期再開について答弁をお願いできればと思います。市長、よろしくをお願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員が、壇上から申されたように、ライフケア高砂さんには、従事員の方々もおられるわけでございますし、この方々が既に7カ月余の間、お仕事をしなくてもできないという、そういう不測の事態に立ち至っていることはよく承知しておりますし、大変お気の毒なケースであると、このように私も議員と同様痛感いたしているところでございます。

県御当局におかれて、あるいは国において直轄で、後ろの後背地の山々について、砂防ダムなどの施設をつくって、その上で安全性が確認された後に、県の御許可が出るのではないかなど、先ほど担当部長からも答弁いたしたとおりでございますが、一刻も早くそういう事態になれるよう、私どもとして、できることは徹々とところでございますが、しっかりとした要請、要望をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。ライフケア高砂の全職員の人も、今、

市長のおっしゃった答弁で希望が見えてきたと思いますし、引き続き、一生懸命、ライフケア高砂の早期再開について協力していただければと思います。

じゃ、この項については以上で。

○議長（行重 延昭君） 次は、経済対策について、土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、住宅の耐震補強への助成についてお答えいたします。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、現行の建築基準法の構造基準を満たしていない、昭和56年5月以前に建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生いたしました。これを契機に、平成7年10月に耐震改修促進法が制定され、その後、法が改正され、都道府県には、耐震改修促進計画の策定が義務づけられ、市町村においても策定に努めるよう規定されました。

これを受け、本市では、平成19年度に防府市耐震改修促進計画を策定し、合わせて耐震診断、耐震改修の補助制度を創設し、現在、住宅・建築物の耐震化に対応しているところであります。御案内の東京都品川区の通称「品川シェルター」は、産官学が連携し、住宅の耐震工法について耐震実験等を行われ、補強工法を開発されており、高齢者等災害弱者の方が救助を待つまでの間の安全確保の面では有効だと考えられます。しかしながら、耐震シェルターの設置に関して、現在、国の基準は示されておりません。

市単独で、補助制度を導入する場合、構造的なもの、あるいは強度に関する基準等、市が独自に設置基準を設定するためには、たくさんの課題があろうかと存じます。

したがいまして、現行の住宅・建築物の耐震化補助制度が、人命のみならず、財産の損失も未然に防止することを目的としておりますので、市といたしましては、引き続き、本補助制度の活用について、普及・啓発に努め、住宅・建築物の耐震化をより一層推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。質問させていただいてます住宅の耐震ニューディール、住宅の耐震補強についての助成についての分ですけれども、今、東京都品川区の例を紹介させていただきましたけれども、防府市の場合、住宅の耐震診断、耐震改修実績、平成19年から平成21年までの3年間で、平成19年度は耐震診断が5件、経費は5万円から8万円と。診断結果は、上部構造評点1.0以上は1件としてです。平成20年度は耐震改修1件のみと。平成21年度は耐震診断3件のみと。耐震診断の経費は、高いもので11万5,000円があって、診断結果は、上部構造評点3件とも

1. 0以下と。

補助金は、耐震診断の場合、2万8,000円、耐震改修の場合、30万円というのがありますがけれども、ほとんど実際問題、防府市民の方は利用されていないと。予算としては、今年度予算も年間10件、耐震診断等、予算組みされておりますけれども、過去3年間で、耐震診断が8件利用された。だから、1年間で二、三件しかないということですね。耐震改修は1件のみと。3年間で1件のみという、そういう状況です。

一つは、この不景気な時代、耐震診断とか、耐震改修というのは市民のために一番大事なことではありますけれども、そちらのほうにお金が回せないという市民の方が大部分だろうと思います。そのためにも、例えば一つの方法で、こういう、今、御紹介していただいた東京都品川区の耐震ニューディールという方法も一つあります。

それと、本日、日本全国施行されました住宅エコポイント制度ですね。きょう、3月8日は日本全国施行です。この住宅エコポイント制度を利用すれば、30万ポイント、すなわち住宅1軒新築、あるいはリフォームして、30万円ほど国から補助金が出ると。ですから、この住宅エコポイントと、それから車のエコカーポイント、それから家電のエコ家電、この3本柱で、今、日本全国景気浮揚のために国が一生懸命、景気対策、経済対策、雇用対策をやってきておりますので、この住宅エコポイントについて、防府市として、今後の対応をお聞きできればと思います。きょうからの施行ですから、始まったばかりですけれども、回答をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 今、大田議員のお尋ねの住宅エコポイント、まさにきょうからということで、それは存じておりますし、またその内容につきましても、現在、エコリフォームとか、いろいろございます。言われたように、上限を1戸当たり30万ポイント、そういったものを、例えば今、県、窓口は県の環境担当のほうというふうにお聞きしておりますが、その中で、今、さまざまなポイント制で、例えば、防府市内の共通商品券1,000円分、1万円分、例えば10万円分、そういった開始をして申請をされれば、そういったものも適用になると。まだほかにもいろんなポイントがつくようになっております。

そういったことも、きょうから受け付けということでございますので、そういったものも広く広めていくということも大事であろうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。防府市も、きょうから始まった住宅

エコポイントに対して、今、阿部部長もおっしゃいました商品30万ポイント、30万円分について、防府商工会議所の商品券で対応するとか、いろんなことをすれば、防府市内の景気対策、経済対策、雇用対策になると思いますので、ぜひとも市長のほうも検討していただければと思います。

最後に、市長、この住宅エコポイントを含めて、耐震の分について御回答をいただけますか。

○議長（行重 延昭君） 市長、簡潔にお願いします。

○市長（松浦 正人君） 時間がないので簡潔に申し上げますが、大変結構な形であると思っておりますし、耐震化などについては、市民に広くPRをしていかななくてはならないと、このように思っております。

○議長（行重 延昭君） 以上で、20番、大田議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後0時 3分 休憩

午後1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は、18番、今津議員。

〔18番 今津 誠一君 登壇〕

○18番（今津 誠一君） それでは質問いたします。

まず、教育委員会の所管業務の市長部局への委任についてお尋ねをいたします。教育委員会の所管業務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条に規定されています。11条までが学校教育に関することで、あとは公民館の事業、生涯教育、スポーツ、文化財、ユネスコ活動、その他となっており、非常に広範にわたり所管業務が規定されています。

私は、教育委員会の業務の実態を知るために、教育委員会の定例会をこれまで5回傍聴しました。そこでは、冒頭、教育長から、教育委員会に係る1カ月間の事業等の報告がなされますが、所管業務が広範にわたるため、大体平均して30数項目にも及びます。教育長が早口に話されても、40分は優に要します。私は、傍聴のたびに、教育委員会の所管業務がいかに広いという感じを持ちました。

このように、教委の業務が広範にわたるため、本来の最も主要な業務である学校教育に十分な時間が割けないということは大きな問題だと思いました。

国は、学校教育、生涯教育、文化、スポーツなど、幅広い分野にわたって教育行政の一

体的な推進を図ることにより、地域の人材育成を効果的に進めることができるとしています。確かに理想的な話ではあります。

しかし、今、学校教育の現場では、早急に改革しなければならない多くの課題を抱えています。例えば、校長の人事や経費に関する裁量権拡大の問題、教育課程の自主編成権付与の問題、情報公開の問題、学校運営に住民参加を可能とする問題、人格教育推進の問題、落ちこぼれをつくらない教育の問題、子どもが学校は楽しいと感じる環境づくりの問題等々です。これらの重要な問題の解決が迫られている今、学校教育、生涯学習、文化、スポーツなど、幅広い分野にわたって教育行政の一体的な推進を図ることによりなどと、のうてんきなことを言ってる場合ではありません。

「教育委員会廃止論」という本が出ています。私は、この本の趣旨は、廃止論ではなく、教育委員会改革論だと読みましたが、著者である志木市の元市長穂坂邦夫氏は、教委の所管を義務教育に限定し、すべての力を小・中学校の運営に集中することで、教育の再生を図るべきと語っています。学校業務以外の業務の中には、一般行政の業務とほとんど区別つかない内容が、それぞれで実施されているものがあります。

例えば、市長部局の市民活動推進課と教委の生涯学習課等もそうですが、公民館、生涯教育、スポーツ、文化等は、市長部局に移して、教委は最も大事な学校教育に専念すべきだと思います。今、既に全国で教委の所管業務を市長部局へ委任した自治体、あるいは委任を検討している自治体が多く見られます。例えば、千代田区や大東市は、社会教育事務を市長部局へ委任したと聞いております。山口県内では、山口市と萩市がスポーツ文化を、下関市と長門市が文化を、県が文化を市長部局に委任しています。子どもの成長は早いもので、遅々とした教育改革を待つてはくれません。一日も早く、子どものためのすぐれた教育環境をつくるため、まず、教育委員会みずからが自己改革を行い、肩の荷を軽くして主要な業務に集中できる体制をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、地域の子どもは地域全体で責任を持って育てる教育システムの構築についてお尋ねいたします。

私は、昨年の9月議会で、この教育システム構築の提案をいたしました。子どもの教育を取り巻く多くの問題を地域全体で共有し、学校、家庭、地域社会、教育委員会、行政が一体となって、学校現場や家庭だけで独自に解決することが困難な悩みや問題を地域全体で考え、少しでもそれを軽減し、次代を担う健全で元気な子どもを育てようというものです。

これに対し、教育長から、防府市の発展に貢献する人材の育成のためには、家庭、学校、地域社会、教育委員会、行政が連携を強化して、教育の充実を図ることが大変重要なこと

と考えている。また、今、文科省が進めている学校支援地域本部事業は、地域が学校教育を支援する体制を築き、市民の経験や知識、技能を学校教育の中で活用し、地域の教育力を高めようというものですが、これに新田小学校がモデル校に指定されているので、事業の成果等を精査した上で、今後、私の提案したシステムの構築について検討してまいりたい。

また、新田小が今取り組んでいることをその校区だけで終わらせるのではなく、全市的に広げる使命を持つての研究指定校なので、私の要望に十分こたえることができると思っている。システム構築のための協議会の立ち上げについては、研究指定校の動きを見て、その方向で対応したいと答弁いただきました。

教育長の答弁の中にあつた学校支援地域本部事業について、後に勉強してみました。この事業は文科省にしては珍しく、いい事業だと思います。地域全体で学校教育を支援するという発想がいいと思いますし、その具体的な方法として、学校支援ボランティアが、学校教育に参画し、ゲストティーチャーとして、教員では教えられないことを教えたり、学習アシスタントが教員のサポートをしたり、学校内の環境を整備したりと、とてもいい内容です。

しかし、この事業は22年度で終了いたします。したがって、今から防府市全体の小・中学校を対象にした新たな教育システムの構築、つまり地域の子どもは地域全体で責任を持って育てる教育システムの構築の準備に取りかかっていたいただきたいと思います。まずは、教委が中心となって、これの構想を練っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。積極的な答弁を期待いたします。

次に、ボランティアの育成についてお尋ねいたします。昨年10月に自治基本条例が制定されました。この条例は、行政への市民の参画と協働をうたったものと理解しています。特に、協働は、行政が実施する事業を市民が協力・補完し、同時に市民の行政満足度を高めることだと考えます。協働を推進するために、その中心的役割を果たすのはNPO法人や市民のボランティアです。したがって、条例制定の目的を果たすには、協働を推進するボランティアの育成が不可欠です。そして、ボランティアを育成する責務は、条例を制定した当の市にあると思います。ボランティア育成のために、実際にどのようなアクションを起こしているのか。現在の募集活動の状況、あるいは、ここ二、三年の登録の実績についてお尋ねいたします。

次に、風力発電についてですが、以前、大平山山頂に風力発電機を設置するという話がありまして、しかし、残念ながら電波障害を起こすということで断念した経緯があります。そこで今回、東京がだめなら名古屋があるさという歌がありましたが、大平山がだめなら

向島があるさということで、向島に風力発電機を設置してはどうかと提案するつもりでした。しかし、聞けば、ここにもFMわっしょいやNTTの施設があって電波障害を起こすことが必定ということが判明しましたので、この質問は削除させていただきます。

次に、空き農地、耕作放棄地の調査と、その情報公開についてお尋ねをいたします。今、全国の市町村では、定住の促進、あるいは農業の振興のために、空き家や空き農地の実態を調査し、その情報を提供している自治体があります。現在、農水省は、全国の市町村に農地基本台帳の作成及び電算化を求め、担い手への農地の利用集積、新規就農を促進する環境を整備しようとしています。

また、同じ観点から、農地地図システムを導入し、視覚的な農地管理や面的集積等に活用しようとしています。この機会に、市内のすべての空き農地を調査し、それを有効に活用するため、その情報を公開してはいかがでしょうか。答弁されると思われます阿部部長は今月で退職されるそうで、長い間御苦労さまでした。（笑声）きょうは最後の質疑応答になりますが、どうか最後を飾るにふさわしい思いっ切り前向きな答弁をされて、心置きなく勇退してほしいと思います。（笑声）

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からはボランティアの育成についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今後、協働によるまちづくりを推進するためには、NPOや市民ボランティアをはじめとする市民活動の役割は大きく、その育成は大変重要だと考えております。

現在、市でお願いしておりますボランティア活動といたしましては、防府読売マラソン大会のボランティアスタッフ、山口国体の競技会運営ボランティア、成人式のボランティアスタッフなど、主として主管課単位での対応となっております。

さて、ボランティアの育成についてのお尋ねでございますが、現在、生涯学習課において、「生涯学習ボランティア養成講座」を開催し、地域における児童の健全育成のためのボランティアを育成しております。

一方、防府市社会福祉協議会においても、現在40団体、個人で200人が登録されており、ボランティア講座を開催し、育成に努めておられます。

また、平成21年度から指定管理者により運営されております市民活動支援センターは、御存じのとおり、市民活動を支援するための中心的な役割を担っております。ここにはN

P O活動をはじめ、ボランティア活動などの市民活動をされているさまざまな団体が現在、189団体登録をされておりまして、これら登録団体育成のためのセミナーや講座が開催されておりまして。

御質問の、過去3年間の新規登録団体は約30団体で、そのうち社会貢献活動を主たる目的とした登録団体は数団体と思われまして。当センターでは、防府市社会福祉協議会、生涯学習課の3者により協賛を定期的に行い、情報紙の発行等を通じてボランティアの育成を図っているところですが、今後とも多くの市民の皆様に関心を持っていただき、市民活動がさらに活発になるよう、積極的に啓蒙を行ってまいります。

最後に、ボランティアの今後の育成に対する市の取り組みについてでございますが、ボランティア活動は、自発的な意思に基づく活動でございます。市は、側面的支援が中心になるかと存じますが、市のそれぞれの主管課と市民活動支援センター及び社会福祉協議会のボランティア支援部門とが今まで以上に連携を強化し、お互いの情報を共有するとともに、それぞれの特性を生かしながら、効果的な役割分担を行うことにより、ボランティアの育成に取り組んでいかなければならないと考えております。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育長、産業振興部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） それでは、2番目のボランティアのほうから答弁いただきましたので、こちらから再質問させていただきます。

ボランティアの育成につきましては、現在の募集活動の状況は、お聞きするところによると、読売マラソンと国体のボランティア程度で、それ以外の募集活動はほとんど行われていないというような状況と聞きました。

それから、社会奉仕団体等のボランティアについては、ここ二、三年、ほとんど新規登録はないと、こういうことではございました。協働を推進しようという条例をつくって、そのためのボランティアを育成する施策がないというのは一体どういうことなのか、全く言葉が失ってしまいます。

今、ボランティアをやろうという方々は非常に多いと思います。我々団塊の世代も、既に第一線からリタイアしまして、今後、社会貢献を第二の人生の生きがいとしたいと、こういう方たちもたくさんいらっしゃいます。

したがって、そういう人たちに何かきっかけを与えてあげれば、ボランティア活動は確実に増えると思われまして。その呼び水を与えるのが私は行政の仕事だと、このように考えておるところですが、今、市長の答弁によりまして、市は側面的な支援をしていくと、こ

ういうことでしたので、ちょっとその辺の考え方が消極的過ぎるのではなからうかと、こんな感じがします。もっと積極的に、市の責任としてこれを受けとめて、ボランティア団体の募集・育成をしていくべきだと思いますが、もう一度お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 市が積極的にかかわって誘導してはどうかというお話でございます。もちろん、そういったことで誘導できるのであれば、これが一番いいわけですが、既に先ほど市長の答弁でも申しましたように、市民活動支援センターあるいは社会福祉協議会において登録をかなりしていらっしゃるという現実がございます。ここで新たに、市の行政のほうでまた新たなということはなかなか難しいかなと。そういった方向性よりは、むしろ今まで活動していらっしゃる方々に、より今後は行政として、どこまでかかわっていけるかということは研究する余地はあろうかというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） 市民活動推進課がこの窓口になりますね。センターが実際にこれを管理しているということですが、そこを中心にボランティア団体の募集・育成をやればいいんですよ。なぜそれができないかと、私は不思議に思うんですね。恐らくね、知恵が足りんのじゃろうと思うんですよ。私がちょっと今後どのようにして募集活動をしていったらいいかという、有効な募集活動、あるいは具体的な募集の方法について一つ提案したいと思いますので、よく聞いていただきたいと思います。

まず、行政は、市民の協働を得たい事業を精査します。そして、それを整理します。そして、それに優先順位を決定します。次に、それらの事業を具体的に市民に提示して、これこれの事業について市民の協働を求めるという形でボランティアを募集します。そうすれば市民は応募のきっかけを得て応募しやすくなるはずだと、このように思います。

例えば、これは一例ですが、広報等で、「今、協働によるまちづくりを推進するため、市民ボランティアを募集している。今回は、市が計画している梅一万本植栽計画を実現するためには、剪定作業が最大の課題です。剪定の技術を持った市民の皆さん、ぜひ梅の剪定ボランティアに御応募ください」と、こういうふうに事業の内容を明確に示し募集すれば、応募もしやすくなると思います。いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員ですから、先刻御承知のこととあって、私は今あえて答弁をしなかったわけですが、既に市ではさまざまな取り組みをいたしておることは御承知のとおりでございます。成人式も、以前はボランティアスタッフで成人式をやって

いたわけではございませんが、いろいろ全国の荒れていく成人式の状態を見るにつけ、本市ではいち早くボランティアスタッフによって、それも当該成人になる人たちよりもっと若い後輩たちによる、高校生たちによる手づくりの成人式、あるいは一緒に成人になる方々がお手伝いをしての成人式というようなことでやっておりますし、また防府読売マラソンにしましても、大変多くのボランティアスタッフを募集するなどして成功に導いているわけでございます。これらはまさに市が主導して、そして動機づけをして、議員が今おっしゃられたように、市民の協働を得て、そういう事業を精査してお願いをしていくという形をとっているわけでありまして、今具体的に申された梅一万本運動、あるいはまちを美化するための除草活動などなどにつきましても、これからそれぞれの所管課において機を熟するのを待つまでもなく、それぞれまた考えつくところがあれば、考えをまとめていくであろうと、このように考えているところでございます。もって、市のほうでそれぞれ積極的にボランティアを募集しておると、こういうような意識を市民にも持っていただけるんではないかと、このように考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） どうも主管課単位の募集ということにこだわられるようですが、それはどちらでも私は構いませんが、理想的には、やはり市民活動推進課が中心になって、具体的には支援センターがやっていくというのが非常にわかりやすいと思うんですが、それはお好きにやってもらって結構ですが、先ほど私が提案した方法等、非常にいい方法だと自画自賛しておりますので、（笑声）ぜひ参考にして、ボランティアの募集・育成に努めていただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 次は、教育委員会の所管業務について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

○教育長（岡田 利雄君） まず、教育委員会所管事務の市長部局への委任についての御質問にお答えいたします。

教育委員会は、教育行政の中立性の確保あるいは教育の継続性・安定性を確保していくための独立した合議制の行政機関として設置されたものであり、防府市教育委員会といたしましても、この趣旨に基づき、学校教育をはじめ、生涯学習、社会教育の充実、また文化・スポーツの振興などに努めてまいりました。今後も教育委員会に課せられた役割は、これまでと同様に重要なものと認識しております。

一方、近年、社会情勢や住民ニーズの変化などに伴い、スポーツや文化の考え方も、教育を中心とするものからまちづくりや地域振興をも視野に入れたものへと大きく変わって

きているところでございます。

このような状況の中で、国において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成19年6月に一部改正され、教育委員会の所管事務のうち、学校体育を除くスポーツに関する分野と文化財保護を除く文化に関する分野について、市長部局で管理・執行することができることとされました。

本市におきましても、社会情勢の変化等に伴い、教育委員会が所管しております事務事業は、議員御指摘のとおり、ますます増加するとともに、複雑かつ多岐にわたってきております。その中でも特にスポーツ・文化、生涯学習の分野におきましては、市長部局の施策と重なる部分が多く、教育委員会といたしましても、業務内容の見直しが必要と感じております。

今後、教育委員長を初めとする教育委員会の御意見を伺いながら、所管業務の実態を改めて精査し、その結果を踏まえ、まちづくりや地域振興をも視野に入れた事業を進めていく上で、教育委員会と市長部局のどちらが所管すべきか、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

次に、地域の子どもは地域全体で責任を持って育てる教育システムの構築についての御質問にお答えいたします。

議員御提案のとおり、次代を担う健全で元気な子どもを育てるためには、学校、家庭、地域社会、教育委員会、行政が一体となって取り組むことが重要だと考えており、これまでも連携強化に努めてきているところでございます。

具体的な取り組みの例といたしましては、各地区の青少年健全育成連絡協議会において、土曜日・日曜日を中心に、児童・生徒にさまざまな体験活動の機会を提供する事業を数多く実施されておりますし、富海クリーン作戦のように、学校と地域が一体となって活動することにより、青少年の健全育成を図っている例もございます。

また、華城コミュニティ推進協議会や中関地区まちづくり推進協議会などの組織により、市内各地区において地域全体で子どもたちを育てる活動が展開されており、学校教育とも深くかかわりながら子どもの健全育成を支援しております。

それぞれの小・中学校においては、平素の授業や学校行事、また学校図書館整備等に、地域の方や保護者のボランティア支援をいただきながら教育活動を展開しておりますし、公民館在籍の社会教育指導員と学校教職員とが、地域と学校との効果的な連携のあり方について、一緒に研修や協議を行う機会を設け、連携の強化を図っております。

さらに、昨年9月議会で御紹介させていただきましたように、桑山中学校校区での生徒指導総合連携推進事業や新田小学校での学校支援地域本部事業により、学校と地域が連

携を図りながら、子どもたちの健全育成及び学校教育の充実を図る取り組みを推進しているところでございます。

特に議員からよい事業との評価をいただいております文部科学省指定のモデル事業、学校支援地域本部事業においては、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するとともに、学校支援コーディネーターを中心に、さまざまなボランティア活動で学校を支援していただいております。

このように、各地域において関係諸団体や各小・中学校が連携を図りながら、地域の子どもは地域全体で育てるという取り組みが行われております。

防府市教育委員会といたしましては、各地域でのそれぞれの取り組みを尊重しながら、学校支援地域本部事業での成果を踏まえ、他地域においても、実践可能で実効性のある組織づくりとシステムの構築を目指した取り組みを各地域に広げてまいりたいと考えております。そして、防府市全域で、学校、家庭、地域社会、教育委員会、行政の連携を一層強化し、豊かな人間性と確かな学力、健康・体力を備えた児童・生徒の育成を目指した教育を推進してまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） ただいま教育長から大体において前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、教育委員会の職務権限の委任ですが、私はその対象として、まず教育長言われましたスポーツ・文化ですね、それから公民館活動、さらに生涯教育、これを想定しております。

まず、スポーツと文化についてですが、教育長言われましたとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第24条の2、これは平成19年に改正されたと聞いておりますが、職務権限の特例を定めております。これによると、スポーツと文化に関する事務は、条例によって市長が管理・執行することができるかとされております。ただし、スポーツの中の学校における体育、文化の中の文化財の保護は除くとされております。

したがって、この第24条の2の規定によって、まずスポーツの中の学校における体育と文化の中の文化財の保護を除いて、それ以外は条例の制定によって市長部局に移すことができます。

次に、学校における体育は、教育の重要な部分ですから、これは教育から外してはならないと思いますが、文化財の保護については、市長部局、つまり文化財保護課に移して問題はないのではないかと思います。

そこで、これを文化財保護課に移すには委任という方法が考えられます。地方自治法第

180条の7では、委員会等の事務の委任、職員の補助執行が規定されておりますが、これによりますと、委員会は、その権限に属する事務の一部を首長と協議して職員に委任し、もしくは職員をして補助執行させることができると規定しております。この条文の運用によりますと、委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において機構を簡素化し、事務の効率的処理を促進し、一体的行政運営を確保しようとする意図に基づいたものと、このようにされております。

したがって、文化財の保護については、文化財保護課に委任することができるかと私は解しますが、スポーツ・文化に関するこれらの私の見解についてどのように思われますか、もう一度、教育長さん、恐縮ですが、御答弁願います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） 今、議員御指摘の文化財の取り扱いのことについての御質問でございますが、地教行法の精神からしますと、文化財は除くというふうになっておりますけれども、地方自治法のほうからすると、委任ということで対応できるんじゃないかというふうな御指摘でございました。

教育委員会としまして、あえてこの文化財のところにつきまして、この第24条の2を逸脱する行為を今は考えておりませんが、その背景には、国そのものが文化財というものの保護あるいは保存につきまして、殊のほか力を入れておりますし、また、この保存あるいは保護につきましては、教育的な要素が非常に強いものですから、私自身は教育行政の中に籍を置いておくほうがいいかなとは思っています。

ただ、まちづくり、地域振興というほうにウエートがかかってまいりますと、これは地方自治法の精神にのっとりまして委任ということも考えられるんじゃないかと思っています。

したがって、細かいことにつきましては、市長部局との間で今から協議をしながら、どちらに籍を置くのが一番いいのか、検討させていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） その点につきましては、ぜひ市長部局といろいろと協議をされて検討をしていただきたらと思います。

次に、公民館と生涯教育についてですが、これも先ほど申しました180条の7の規定に基づきまして、公民館活動や生涯教育も市長部局へ委任することができるかと解されます。現に、壇上からも申しましたが、東京・千代田区、大阪・大東市は、社会教育事務を市長部局へ委任しております。それから、島根県の出雲市は、既にかなり前から委任をしているというふうに聞いております。

この委任は、法律に基づくもので、決して文科省の方針に反するものではないと、このように私は確信します。委任をしても、教委は常に市長部局との連携を保つことに心がけておけばよいことだというふうに思います。文科省に従順で、しかも慎重な教育長さんにも、これなら安心できるのではないかというふうに思いますが、あとはやる気と決断、そして市長部局との調整だと思います。公民館、生涯教育も市長部局へ委任し、教委の肩の荷を軽くして、学校教育に集中できる体制を築くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。

御指摘の件につきまして、現状は教育行政の中に生涯学習課があるわけでございますけれども、これも実際にかかわってみますと、まちづくりあるいは地域振興という関係からしますと、議員御指摘のとおり、市長部局への移管というのか、委任のほうが都合がいいのかなと思います。

現に実際の公民館活動を見ておられますとも、本市の場合に15館ほど公民館がありますが、真ん中の5館につきましては、出張所がない関係で純粋に公民館活動を展開していると言えます。もちろん地域づくりに大きな貢献をしているわけですが、出張所がある本庁から遠いところにあります公民館につきましては、出張所長さんが公民館長を兼ねるという格好、これは諮問・答申の関係でこうなっているわけでございますけれども、仕事自体が変わるわけじゃありませんが、やはり微妙なかかわり合いがありますので、この辺につきましても、また市長部局さんとのほうで、突っ込んだ意見交換あるいは協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） よろしく御協議をお願いします。

それから、今ずっと教育長さんのほうから、教委側のほうからの見解を述べられました。これは当然市長部局とも協議をして調整をしていかなければなりません。

したがって、市長部局のほうからも一言このことについて御見解をいただければありがたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の個人的な意見でございますが、社会環境というものはどんどん変化をいたしていておりますので、組織の機構改編をしていくということは、とても大切なことではないだろうかと思っております。教育長先生が御答弁されましたように、文化財保護あるいは公民館活動等々の点は、多少、教育委員会とも議論をしっかりとしていかななくてはいけないところではないかと思っておりますが、文化・スポーツ、生涯学習

等々については、前向きに市長部局で対応していけるように、対応していく時代に入っていると、このように認識いたしております。

○18番（今津 誠一君） 教育長さん、教育委員会というのは合議制ということになっております。教育長さんに今ここで決断を迫るとするのは無理があると思いますので、他の委員さんとも十分協議をされ、市長部局ともよく調整をされまして、結論を出すようお願いをしておきたいと思っております。できれば6月議会までには一定の結論を出していただくことを要望しておきます。

そして、再度強調しておきますが、これは子どもたちのためにやらなければならない改革だということを忘れないでいただきたいと思っております。

続いてよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） どうぞ。

○18番（今津 誠一君） じゃ、この項を終わりました、地域の子どもは地域全体が責任を持って育てる教育システムの構築についてお尋ねをいたします。

これも教育長さんから積極的な御答弁をいただいたというふうに理解をしております。

そこで、お願いをしておきたいんですが、この教育システムの中で特に重視してほしいと思っておりますのが人格教育です。現在の社会問題とかあるいは教育問題、これがどこから来ているかという、その根っこは道徳の退廃と価値観の混迷というふうに考えます。

そこで、道徳的退廃を生んだのは、皮肉にも物質的・経済的繁栄だったという事実に着目する必要があると思っております。というのは、家庭の崩壊とか犯罪といった社会問題は、皆、裕福な国々で増大をしております。例えばイギリスは、かつては経済繁栄を謳歌し、20世紀全体を通じて犯罪発生率は安定していましたが、1950年代から80年代にかけてほぼ倍増しております。それから、85年から95年にさらに倍増したと言われております。それからアメリカも同様の傾向が見られます。このことは、経済的繁栄が社会的問題を解決するという考えが真実ではなかったことを証明するものでもある、このように思います。

トインビーは、我々の物質的力が大きくなればなるほど、我々にはすぐれた識見や特性が必要になる。我々はこれまで物質的な力を取り扱うのに十分な道徳性を備えたことはなかったし、今日、その道徳的ギャップは過去のいかなる時代にも増して大きくなっている。すぐれた社会を実現するには貧困を減少させ、生活条件を改善する効果的な経済プログラムだけでなく、同時に肯定的な価値観と善の人格を形成する計画的努力も必要、このように警告しております。

トインビーは、経済的・物質的繁栄には、それに見合うさらなる高い道徳性が求められ

ること、また肯定的・普遍的価値観に基づく教育の必要性を訴えていると思います。それは洋の東西を問わず、あるいは時代を問わず、すべての人間が肯定する普遍的価値観と言っているのではないかと思います。例えば、生命への畏敬心、勇気、責任、思いやり、尊敬、正直、忠節、貞節、許し、自己犠牲といったものだと思います。

今日若者たちの価値観を形成する上で最も大きな影響を及ぼしているものが、これら道徳的伝統よりも通信メディアやエンターテインメント産業と言われていると思います。

そこで、家庭や学校、地域社会が一体となって、社会にとってよいとされる革新的徳目を教え込む人格教育が必要になるわけです。ぜひこの教育システムにおいて人格教育を重視されることをお願いしておきたいと思います。

以上でこの項を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、空き農地の情報公開について、産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） それでは、私のほうから空き農地の情報公開についての御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、平成20年度に国の指導のもと、全国的に行われた耕作放棄地全体調査を実施いたしております。この調査の結果、市内には216ヘクタールの耕作放棄地が確認されており、これは2005年の農林業センサスによります市内全体の経営耕地面積1,598ヘクタールに対しまして13.5%の割合となっております。

御質問の空き農地の情報公開につきましては、耕作放棄地の解消方策の一つとして有効と思われませんが、農地の所在地等の公開は、農地所有者が特定されることとなるため、現時点では個人情報保護の観点から難しいと思われ、今後、他団体での公表や農地所有者から公開の同意を得る方法などを調査し、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） 空き農地の調査とその情報公開ですが、ただいま阿部産業振興部長から農地の所在地等の公開は、個人情報保護の観点から難しいと、こういう考えを示されました。しかし、空き農地の所在を明らかにすることが個人情報の保護を侵すことになるのか、その辺は非常に疑問に思います。

そもそも農地基本台帳を電算化したり、あるいは農地地図システムを導入する目的は、これらの情報を担い手や新規就農者に提供することであります。また、農地地図システムは、これができ上がった暁には、インターネットで検索ができることになると聞いております。これはまさに公開そのものです。国は既に所在地の情報公開を予定しているわけで

あります。こういう状況下において、なお公開は個人情報保護の観点から難しいと考えることはちょっと感覚がずれていると言わざるを得ません。

したがって、提供する情報の範囲を所在地のみに限定し、個人情報保護の観点との整合性をとれば、公表は十分可能と考えられます。

ちなみに、田布施町はすべて公開をしております。本市もやってやれないことはないと思いますが、公開の方向で再検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 空き農地の公開につきましては、難しい問題もあるということは御承知いただけていると思いますが、今、議員が言われたと思いますが、提供する情報の範囲を限定し、個人情報保護の観点との整合性をとればということ、そういったものも当然考えながら、公開に向けては検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） 農地地図システムですね、これはもうすぐ、もうすぐというか、いつごろできるんですかね、実際に運用になるんですかね。このときにはもう既に公開になるんでしょうね、実質的に。その辺。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 今の農地情報システムは、平成22年度ででき上がるというふうに聞いております。だから、その中で当然、本市としてもそれに合わせるような形で対応していかなければならないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） 国のほうでは22年度中か、23年度になるのかわかりませんが、もう公開という方向に向かっているわけですよ。ですから、防府もそういう考えに合わせていくということでない、非常に保守的なのとか、積極性がないように思います。ぜひその辺の考え方を前向きに変えていただくようお願いをしておきたいと思します。

それから、質問が後先になりましたが、空き農地の調査はどこまでやっておられるのか、先ほど216ヘクタールの空き農地があると言われましたが、これは調査した数字を積み上げたものなのか、あるいは大体これぐらいだろうというアバウトな数字なのか、その辺を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

この件につきましては、先ほどお答えしたかと思いますが、平成20年度に、いわゆる農業農村課職員による確認でございまして、本人確認また農業委員さんによる確認はされておられません。あくまでも行政職員のみでの確認ということでございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） これも一つ一つ丁寧に調査した数字を積み上げたものじゃないと、こういうことのようにございますが、きちんと調査をしなければ公開も何もあったものでないわけで、先ほど、公開は個人情報保護の観点から難しいと言われたが、そうではなくて、公開ははまだ調査をしていないため難しいと、こういうふうに言いかえたほうがいいんじゃないかという気がします。

最後に、今後、調査はどこがどうやって進めていくのか、また、いつごろまでに完了するつもりなのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

今現在のところ、平成22年度中には調査を農業農村課と農業委員会との協力のもとで、また農業委員さんのお力もおかりしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、今津議員。

○18番（今津 誠一君） わかりました。どうかぜひ農業委員等とも協力してやっていただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で18番、今津議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、3番、河杉議員。

〔3番 河杉 憲二君 登壇〕

○3番（河杉 憲二君） 六日会の河杉でございます。通告に従いまして質問させていただきます。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初はLED照明の推進についてお伺いいたします。

地球温暖化対策の一つとして、現在大きく注目されているのがLED発光ダイオードであります。これは電気を通すと発光する半導体の技術によって開発された照明で、蛍光体に続き、近年になって人類が手に入れた第4世代の明かりとして注目されています。

このLED照明の主な特徴を申し上げますと、明るさは現在の蛍光灯と余り変わりませんが、消費電力がほぼ半分になり、電気料金も同様に抑えることができます。また、CO₂の排出量が大幅に減り、寿命も約10年と長く、蛍光灯の約5倍とされ、さらには水銀や鉛などはLED蛍光灯管には使用されていませんので、環境にもやさしい照明と言えます。

しかしながら、民間企業や公共施設など、普及がまだ余り進んでいないのが現状であります。その要因としては、製品やコストにおいて、従来の蛍光灯より価格が高くなってしまふことや、統一規格がなく、メーカーごとに製品自体、むらが起きていることなどが上げられます。しかし、LED照明の技術は日進月歩しており、最近では信頼性の高い、安価な製品が開発されてきております。

私は、このようにCO₂の削減や省エネ効果が十分に期待でき、あわせて環境負荷も少ないLED照明を積極的に導入していく必要があると思っております。

国は、2020年度までに温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減することを提言しており、さらなる地球温暖化対策を講じようとして取り組んでおります。

防府市におきましても、後期基本計画の中において省資源・省エネルギー意識の高揚を図るとともに、資源・エネルギーの効率的利用を促進しますとうたわれており、市民への啓蒙という観点からも、行政として取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、以下4点について質問いたします。

まず最初に、このLED照明についてどのように認識されておられるのか、お伺いいたします。

続きまして、2番目の質問ですが、庁舎や公共施設等に導入することはできないかということですが。庁舎や公共施設では、蛍光灯の使用本数が多く、その分節電効果も大きくなります。また、公民館や支所、ソラールなどに設置することにより、市民に対し、地域の環境モデルとしてエコ活動の推進につながると思います。

京都府では、ことしに入り、府庁舎内の蛍光灯を省エネ性の高いLED照明に取りかえていっております。3月初旬までに1,400カ所を交換する予定で、また蛍光灯の省電力化につながるインバーター安定器もあわせて約3,500台導入します。これにより消費電力は大幅に減少し、蛍光管の寿命も長くなります。そして、年間のCO₂排出量を77トン削減する予定だそうです。

我が市におきましても、光熱費の削減になりますし、何より市民に対し、地球温暖化対策の手本となり得ると思いますが、お伺いいたします。

3番目として、コスト削減と同時に、環境教育の観点から市内の小・中学校にLED照

明を導入してはどうか、お伺いたします。

最後に、LED照明はまだ従来蛍光灯に比べて価格が高いのが現状です。省エネルギー設備として市民に対し普及啓発するため、補助制度を設けてはいかがでしょうか、お伺いたします。

続きまして、防犯灯の蛍光管の取りかえについてお伺いたします。

御存じのように、防府市は、現在、自治会が管理する防犯灯が7,235灯あります。市は、自治会に対し、防犯灯の新設については設置費用のうち1万2,000円を、取り替えについては4,000円を、また電気料金については3カ月分の補助を行っております。そして、蛍光管の取り替えにつきましては、中国電力がサービスを行っております。

しかし、昭和36年より続けてきた無料の取り替えサービスは、平成23年3月をもって廃止される予定とのこと。管理する自治会からすれば、かなりの負担が予想され、自治会の運営にも支障を来すのではないかと危惧されている自治会長さんもおられます。防府市自治会連合会において、防犯灯対策を当局に強く要望しているところでございます。この防犯灯対策については、昨年の6月議会において同僚議員が質問しております。この質問に対し、関係団体と連携をとりながらサービス廃止の見直しを要望し、検討していきたいと答弁されておりますが、その後、どのように検討・協議されたのか、お伺いたします。

続きまして、先ほど取り上げましたLEDを防犯灯に切り替えていくことはできないかということに、お伺いたします。

大幅なCO₂の削減や電気料金の削減が見込め、また、何よりも寿命が4万時間で約10年と長く、蛍光灯の寿命の約2年に対し5倍もあります。つまり現在の蛍光灯は2年に一度蛍光管を取り替えなければなりません、LEDであれば10年間しなくて済むということでもあります。つまり電気料金が削減され、なおかつ蛍光灯の取りかえ工事費が10年間かからないということでもあります。本体の価格自体まだまだ高いと言われておりますが、最近になりまして1灯1万5,000円を下回る製品も出されております。5年程度で採算がとれることやCO₂の削減につながるなどから、導入を始めた自治体も増えてきております。我が市も、このLED防犯灯を導入することを検討されてはいかがでしょうか、お伺いたします。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、まずLED照明の推進についての御質問にお答えい

たします。

まず、LED照明についてどのように認識しているかとお尋ねでございますが、LED照明につきましては、技術の向上により、一般的な照明として普及し始めております。その利点といたしましては、長寿命であることや赤外線や紫外線を含まないため、照明の当たる場所が温まらず、日焼けもしない、また虫が集まりにくいといったことが言われております。

今後の照明器具にとって重要となる使用時のエネルギー使用量につきましても、蛍光灯と比べた場合には、まだ十分とは言えませんが、白熱灯や水銀灯と比べた場合には大幅な省エネルギー化が図れる照明であると言われております。特に長寿命であるということは、照明の製造時に必要なエネルギーや化学物質などの抑制及び廃棄物の発生抑制が図られるため、環境の保全につながる製品であると考えております。

一方、現状においては、商品としての歴史が浅く、これまでの照明とは異なる特性もあることから、必要な明るさや安全性の確保のためには、設置場所や設置方法に注意しなければならない点もありまして、蛍光灯と比べての省エネルギー化も含めて、今後の技術の向上に期待しなければならない面もございます。

しかし、地球温暖化対策などのためには、飛躍的に長寿命化・省エネルギー化が図られた照明が必要でありまして、また技術の向上は、商品としての拡大とともに図られる面もございますので、LED照明をはじめとする次世代型の照明につきましては、公共施設等への率先導入などによる普及促進が必要だと考えております。

次に、市庁舎や公共施設などにLED照明を導入してはどうかとの御質問でございますが、現在、公共施設等で新たに照明器具を設置する場合には、LED照明を採用することが増えております。例を申しますと、向島運動公園に屋外灯1本、新築地緑地に屋外灯4本とトイレの防犯灯1基、防府駅北口多目的広場の噴水に24個、大崎自歩道橋に屋外灯4本、避難所となります小・中学校の体育館の屋外灯に各1本ずつ、計26本が既に設置されておりまして、今年度には市営駐輪場の新しい照明灯に123基、各公民館に設置した蓄電池付き太陽光発電外灯においてもLED照明を採用しております。また、今月竣工する新体育館「ソルトアリーナ」の屋外灯や屋内照明にもLED照明を多数採用しているところでございます。

一方、市庁舎、本庁においては、LED照明を導入した箇所はまだございません。現在、市庁舎では、執務室等の照明が中心でありまして、加えて、照明器の数も多いことから、より確実に省エネルギー化が図られる高効率蛍光灯を採用しておりまして、本年度は4号館の照明500台を改修いたしましたところでございます。

新年度には、1号館玄関エントランス及び2階フロアの照明約245台を改修し、省エネルギー化を進めることとしております。市庁舎をはじめとする公共施設等の照明につきましては、今後も可能な箇所から省エネルギー化を図っていくこととしておりまして、LED照明をはじめとする次世代型の照明につきましても、技術の進展により製品能力も日々向上してくるものと考えられますので、それぞれの照明の特性を研究しながら、必要に応じて積極的に導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、省エネルギー設備としての補助制度を創設してはどうかとの御質問でございますが、本市の省エネルギー設備への補助制度につきましては、今年度に創設いたしました「防府市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度」及び中小企業を対象とした「防府市地球温暖化対策施設等、整備資金利子補給制度」がございます。LED照明に対する補助制度につきましては、現状のLED照明の多くは既存の照明と比べての省エネルギー性や長寿命、安全性などの十分な認識が行いがたい状況でありますので、早期の創設は困難ではないかと考えております。

しかし、経費面を除けば、手軽に導入を検討できる小規模事業所や家庭向けのLED照明なども商品化されつつありますので、照明における省エネルギー化の進捗状況を見定めながら、LED照明をはじめとする次世代型照明への補助制度についても検討してまいりたいと考えております。

続いて、防犯灯についての御質問にお答えをいたします。

御指摘の、現在、中国電力が無料で行っておられます管球の取り替えサービスを平成23年3月をもって廃止することについてでございますが、中国電力では、昨年4月から、各自治会連合会や単位自治会長さんに対し、順次、説明に回られたとのことでございます。説明を受けられた自治会長さんは大変困惑され、各地域自治会連合会主催の地区懇談会の折にも、直接、自治会長さんから切実な声としてお聞きしているところでございます。

このサービスの廃止は、本市だけではなく、広く中国5県の自治会や自治体に影響があると考えられましたので、私が会長を務めております山口県市長会並びに萩市の野村市長さんが支部長を務めておられます全国市長会中国支部とが連携をとりまして、昨年12月21日に広島市の中国電力本社に直接出向きまして、サービス廃止の見直しを要望したところでございます。また、山口県自治会連合会におかれましては、昨年12月7日に中国電力山口支社に対し、同様の要望書を提出されております。

しかし、本年1月22日付の中国電力からの回答は、当社は、防犯灯の整備促進という国の方針を背景とし、昭和36年以降45年以上の長きにわたり管球の無料取り替えなど

防犯灯の維持協力を実施してまいりましたが、現在の防犯灯の整備状況を考えますと、防犯灯の整備促進という当初の協力目的は、既に達成しているものと認識しております。

また、現時点で防犯灯の管球無料取り替えを実施している電力会社は当社だけであるとともに、当社サービス区域内においても、御自身で管球取り替えを行われているお客様が数多くいらっしゃるなどから、電気事業者として公平性を念頭に置いた事業運営を行う必要があると考えておりますといった内容でございました。

したがいまして、中国電力に対し、サービス廃止の見直しを求めることは非常に厳しい状況であると認識しております。

今後、中国電力の方針に変更がなければ、現在市内で年間1,400灯程度の管球取り替えの実績があることからしまして、管球の取り替え費用を全額自治会が負担した場合、相当の負担増になることが予想されます。

御承知のとおり、現在、市では、防犯灯につきましてさまざまな助成制度を設けておりますので、今後、自治会の管球取り替え費用の負担を少しでも軽減できるよう、こうした助成制度全体の中で前向きに検討していきたいと考えております。

次に、防犯灯へのLED導入についての御提言でございますが、LED照明は、省エネルギー化が図られる照明として、防犯灯のように長時間点灯を必要とする場合に適していると私も考えております。先ほど申し上げましたように、LED照明は商品としての歴史が浅く、これまでの蛍光灯とは異なる特性もありまして、また必要な明るさや安全性の確保のためには、設置場所や設置方法に注意しなければならない点もありますことから、今後の技術の向上を見定めながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、防犯灯は、市民の皆様にとりまして、防犯や交通安全の上で必要なものであると認識しておりますので、今後も地域の皆様からの御意見をお聞きしながら、協議・検討してまいりたいと考えております。

残余の御質問は、教育次長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 教育次長、お願いします。

○教育次長（山邊 勇君） LED照明の推進について、3点目の小学校・中学校にLED照明を導入してはどうかとの御質問にお答えします。

小・中学校におけるLED照明の導入につきましては、現在、改築中の華西中学校屋内運動場を除くすべての小・中学校の屋内運動場玄関前に太陽光発電式白色LED外灯を設置しております。このLED外灯は、夜間に屋内運動場を利用する場合や避難所の誘導灯としての機能のほか、太陽光パネルの発電量を示すデジタル電力表示計をあわせて設置し、児童・生徒の環境教育にも役立っているところでございます。

今後の学校施設のLED照明の採用につきましては、児童・生徒の環境教育、省エネ対策等の観点とLED照明の特徴を考慮し、まずは玄関先、昇降口、トイレ等に導入できないか検討してまいりたいと考えております。

なお、照明器具は、LED照明以外にも環境に配慮された新しい照明器具が開発されつつあると聞いておりますので、経費面や環境面、照明の特徴、設置場所等を考慮し、LED照明も含め、どのような照明を学校施設のどこに設置したらよいか選択していきたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） 3番。御答弁ありがとうございます。このLEDの問題なんですけど、先ほど答弁の中に、屋外照明として市内に何か所か既に設置してある。また、駅北の多目的広場の噴水のところにもLED照明を設置しているということで、地球温暖化対策の一つであるこの省エネルギーで進めているLEDですけれども、既に十分検討されているなということで伺いました。

このLEDについては、実は日本のオリジナルの技術だそうで、以前、青色発光ダイオードということで開発された研究者と会社側とで訴訟になったことは記憶に新しいところでございますけれども。

実はこのLEDについて、東京電力はアンケートをしております。昨年の11月に20代から60代の男女1,150人にアンケート調査を行っております。その結果として、「このLEDを知っているか」という質問について、63%が「知っている」というふうに答えておりました。しかしながら、じゃあ「取り替えたことはありますか」ということは5%だそうです。「新規に買った」という人が10%ぐらいで、しかし、「条件次第では使用したい」と答えた方が実は73%ある。いわゆる使用意欲が非常に高いということが結果で実はわかったんですが、その購入率が非常に低かった要件とすれば、やはり価格が高いということが一番の大きな原因だそうです。

昨年この読売新聞の記事の中に、このLEDについてちょっと記載したのがあったんですけども、いわゆる2012年までには、いわゆる政府の方針で消費電力の大変高い白熱球が生産中止になるということが決められたそうです。ですから、これにかわる照明とすれば、いわゆるLED照明器具だろうということで、将来的には蛍光灯とLEDは二極化するということが、この新聞の記事で論評されておりました。

そういった流れをもとに、実は今回、LEDも地方として、自治体として導入していく必要があるんじゃないかということで質問させていただいておるわけなんですけど、まず最初に、ちょっとこれ数字がわかれば教えていただきたいんですけども、庁内の蛍光灯と

照明器具の数がわかれば教えてください。それから、年間の照明関係の電気代がどのくらいか、わかればまた教えてください。全体の電気料の大体3分の1が照明と言われておられるわけなので、残りの3分の1が空調関係で、あとの3分の1が大体コンセント、いわゆるパソコン関係と、こういうふうに言われておるんですけども、その辺のところがわかれば教えていただきたいということと、ついでに照明器具の種類、機種がわかれば、あわせてどういった機種が導入されているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） それでは、お答えをいたします。

まず、市庁舎の年間に支払う電気料ということのお尋ねがあったと思いますが、19年、20年、21年と、今ちょっと数字を持っておりますが、年度によって多少誤差はありますが、19年度が2,605万円、それから20年度が2,690万円というふうになっております。それから、21年度はまだ済んでおりませんが、21年度においては4号館で、いわゆる冷房機につきまして電気からガスにかえたということもありますし、4号館の照明器を環境配置基準型にかえたということもありますので、今よりは若干下がるというふうに考えております。

それから、照明関係は全体のどのくらいかということですが、今議員さん御紹介ありましたように、我々も試算をしてみますと、結果として30%ぐらいが年間の電気の使用料と、照明関係で30%、それから空調関係でも同じく大体30%、それからコンセントとか、そのほかの使用が大体30%から40%ぐらいの間で大体推移をいたしております。

照明器具はということがありましたが、種類も多く、正確な数値までちょっとすべては把握しておりませんが、蛍光灯の本数は約2,400本程度、それから照明器具で1,700台というぐらいの数字は把握をいたしております。

それから、庁内ではどういった照明器具をということでございますが、紹介のありました白熱灯、それから蛍光灯、水銀灯などHIDを使用しているということでありまして。白熱灯はありますが、若干、数は少なくなっているということで、これは蛍光球にかえてくるということで、随時切りかえております。

大体そういった配置でございますが、今後もエコ仕様の蛍光灯にかえていくという方針でございますから、新年度におきましても、1号館あるいはフロア等については、そういったもので対応したいというふうに考えておるところであります。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） すみません、今、ちょっと聞きそびれたんですけど、申しわけ

ない。機種なんですけれども、例えば、グロースタート式とかラピッド式とかという、それからHf管とかというのは、入っているんですか、どうですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。どうぞ。

○総務部長（浅田 道生君） どうもすみません。蛍光灯は従来からのグロー型あるいはラピッド型が混在をしております、現状としてはまざっているということであります。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） わかりました。ありがとうございます。照明にかかる電気代が大体七、八百万円ぐらいという、3分の1ぐらいだと思うんですが、LEDを導入すれば、いろいろメーカーによって違うんですけれども、あるメーカーは5割は電気代が削減できますよと、それで、あるメーカーでは3割ぐらいじゃないですかと、大体おおむねそのあたりで、一番省エネ効果が高いところを言われますけれども、じゃ、とりあえず3割で実は計算すると、大体七、八百万円ぐらいに照明代がなるのかなという気がしております。

そうすると、800万円であるならば、その約3割とすれば560万円ぐらいですよ、たしか……。ですから、いずれにしても240万円ほど浮くということなんです、逆に考えれば。

それと、機種を聞いたのは、蛍光管自体が直接脱着できるものも、今、実は出てきておまして、特にグロー管であるならば、いわゆるその配線を安定器からちょっと外すだけで脱着できますし、庁舎の場合はラピッド方式がかなり多いと思いますので、そうすると、それでも配線の仕方では十分脱着できるということが言われておまして、そう考えれば、かなり蛍光管自体が実は1本1万六、七千円ぐらいするんですけれども、省エネ効果を考えれば、実はかなりの効果があるのではないかなと、このように実は思っております。

どうしても、先ほど言いましたように、インシヤルコストが高いということで割高感があるんですけれども、役所もやっぱり温暖化対策の一環ということで導入を検討してみたらどうかと思いつながら、例えば、総務部とか、それから環境部とかが試験的に導入してみたらどうかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 生活環境あるいは総務のほうで試験的にでも導入してはどうかというお話でございます。本当は率先してやるべきというふうには考えておりますが、先ほど説明にもありましたように、まだ商品のほうも日々技術革新が進んでいる、あるいは価格の面等々で多少躊躇しておるといふ面もあるわけでございますが。

いずれにいたしましても、近い将来にはこういった機種に変わるということは間違いのないというふうに思っておりますので、できるだけ早い時期に、そういった、いわゆる商品が

出てくるのであれば対応してみたいというふうに考えています。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） それで、先ほど答弁の中で、高効率の蛍光管ということで、インバーター式だと思うんですけれども、そのときに、当然LEDの照明も検討されたと思うんですよ。

ただ、信頼性が薄いということで、Hf管とかインバーターのほうに変わって500台導入ということになったと思うんですが、この分の省エネ効果といいますか、その辺は従来の蛍光灯と比べてどのくらいの割安感、割安感という言い方は失礼ですね、効率があるかということを検討されたのか、お伺いします。

それから、LEDとの協議の中で、信頼性がないからインバーターにしたのか、それとも、もう少し様子を見ようと思ってされたのか、その辺のところもあわせてお願いします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 信頼性がないということはちょっと適切かどうかわかりませんが、ちょっと照度が足りないというような、表面的なですね、照らす、その分がちょっとありましたもので、私どもはちょっと今回は見送ったということはございます。

蛍光管を4号館に入れたと先ほど申しましたが、これは、いわゆる消費電力は若干安くなるということと、照度が高いと、確保できるということもございますので、まずはそういったもので今回導入をしたというのが経緯でございます。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） 実は明るさ、照度の問題も、実は以前の機種は言われとったんですけれども、最近になりまして、その照度も実はチップスの配置を変えることで照度が横に広がって、十分な蛍光灯に近い、蛍光灯に相変わらないような照度が得られるようなものも出ておるようでございまして、いろいろと、今後、検討していただければなど、このように思います。

類団で、例えば、もう既に導入しているところが、例えば、先ほど申しました京都府なんかというのは、とにかくあそこは京都議定書をやった地域ですので、率先してやらにやいけんということだろうと思いますが、庁内をどんどんやりかえて、特に駐車場とか、いろんな形でやっとなるんですけれども、大体予算は4,400万円を3月までにかけてやるという形になっておりまして。それから、群馬県のみどり市においては、同じようにことしの3月までに庁舎内の1階と2階の業務スペース、これに2,600万円かけて、280カ所を切りかえていくと、こういう実例もあわせて出ております。

いずれにしても、やはり公共がある程度範を示していく必要があると思いますし、

やはりもう少し技術が進めばという前向きな、積極的な答弁だと思うんですけども、検討していただきたいなど、このように思います。

それから、公共施設等ですけども、屋外や照明灯などに、先ほど言いましたように、導入されておるといことでございますが、先ほど新体育館のほうにも一部導入されておるといことで、非常にある面ではそういったスポーツの場でも市民が集まりますので、これもエコだよといことの推進にもつながるのかなと、このように思っております。大体屋外がほとんどですけども、大体例えば公民館とか文化福社会館とか、そういったところにもやはり導入していけば、なおさら、ある面では経費節減じゃないんですけども、ちょっと計算したんですけど、大体、先ほど、この後、ちょっと言いますけれども、小・中学校合わせると大体1,000万円ぐらいの節電効果はあるのかなと、年間ですよ、というような気がしておりますので、よろしく御検討のほどお願いいたします。

それから補助制度、これは順番に言っているんですか、小・中学校を続けて言っているんですか。

○議長（行重 延昭君） どうぞ。

○3番（河杉 憲二君） それでは、小・中学校の問題についてもお伺いいたしますが、同じように、小・中学校の電気代の占める割合というのがわかれば教えてください、お願いいたします。小学校で電気代が幾らで、中学校が電気代幾らでというような形で。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 小・中学校の電気代でございますが、平成20年度の決算の数値でございます。小学校全体で約4,427万円、中学校では約2,381万円でございます。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） そうしますと、大体同じように3分の1が照明代と考えれば、小学校は1,300万円ぐらいですか、そうですね、1,300万円ぐらいですね。それから、その中でLEDで導入すれば30%となれば約900万円ぐらいですね。差し引けば、小学校だけで大体400万円ぐらいの削減が実は、見た目ですよ。これ実は本当は40%になればかなりの金額になるんですよ。ただ、一番削減率が低いということを考え、それでも30%あるわけですから、本来なら、例えば各メーカーの、例えば東芝とかパナソニックの資料を見ると、5割というところも実はあるんですよ。ただ、規格は実は統一されていないということが大きなネックでございまして、だから、その辺の信頼性もちょっとあるのかなという気がしておりますけれども、ただ、大手メーカーがきちっと出しておりますので、信頼性はある面では高いのかなという気がしております。

そうしますと、中学校でそれと同じように計算すると2,300万円ですから、800万円ぐらいですか、700万円ぐらいですか、そうですね、そうすると約LEDで500万円ということは、差し引き約200万円ちょっとぐらいですか。そうすれば足すと600万円ぐらいですね、小学校の施設だけでも600万円ぐらいの最低、これが割合が増えればもっといくとは思いますが、うん、ですけども。

ただ、小学校に導入することについては、やはりメリットというのがありまして、いわゆる先ほど市長答弁もありましたけれども、水銀とか鉛とかの成分が含まれてないということで、それから蛍光灯に比べて、先ほど紫外線が低いということで、光のちらつきが非常に薄いということなんですね。それとやっぱり4万時間ということで、ランニングコストがかからないで済みますよということが大きな要因なんですよ。

先ほど答弁の中で、学校の省エネ化、環境に配慮ということで検討したいという答弁をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

理科室とかパソコンルームなんかというのは非常に導入しやすいのかなど。子どもの環境教育という観点から聞きたいと思ひています。

既に沖縄県の宮古島市は、2009年以降の幼稚園、小・中学校の改築する際にLED照明に切りかえていく方針を決めております。本年度は3校やるそうです。そういったことも参考にしながら、今後、検討していただければなと思ひます。

それから、補助制度につきましては、先ほど答弁ございましたように、ちょっと信頼性に欠けるんで、まだ早急に補助制度を整備するのは難しいというような答弁でございました。

しかしながら、実は国においては、御存じのように、地域グリーンニューディール基金とか、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金などなど、CO₂に関連した補助制度がありまして、地方自治体、類団においては、東京・中央区、それから千代田区、千代田区は千代田区地球温暖化対策新エネルギー及び省エネルギー基金導入助成金、これはLEDに導入する場合は補助しますよという条例、制度です。それから、石川県では、個人に対して、住宅を建てる場合、LEDを設置した場合は補助しますよと、設置費用の5%、上限25万円と、こういった制度も導入されております。

そこで、先般改正省エネ法というのが昨年施行されておりました、本年4月の1日から本格始動になりますが、この法律に対する対応はどのように認知されておりますか、ちょっとお伺ひします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（古谷 友二君） いわゆる省エネ法、エネルギーの使用の合理化に関す

る法律でございますけれども、これは石油危機を契機に、1979年に制定されたというふうな書物に書いてございます。

それで、現状では改正前の今の状態がそれぞれの工場、それから事業所単位ということで、そのエネルギーの管理指定工事は指定を受けて、それで計画書を出して報告書を上げるという形になっておりますけれども、今回、今、議員御指摘のとおり改正がなされて、4月1日から今度は企業単位、いわゆる事業所単位でなしに、企業全体として、防府市役所であれば、防府市役所全体ということでその管理をしていくという形になるわけでございます。

それで、防府市といたしましても、このあたりにいち早く対応しなければならないということで、現在エネルギー管理員というのを置くことにしております。これにつきましては、エネルギー管理講習修了者ということでございまして、現在、私どもの生活安全課担当員がこの講習を受けております。これを充てる予定にしております。

こうした形で計画等、積極的にかかわっていき、推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） やはり先ほど言いましたけれども、そういった改正省エネ法、これは実は規正がかなり、少し厳しくなっております。ですので、防府市もその要件として、一つの団体として、やはり役割を果たしていかなきゃいけないのかなど。ですから、市民に啓発・普及するについて、まず役所自体がそういった体制をつくっていく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この項は終わります。次に防犯灯取り替えについてお伺いいたしますが、市内には7,235の防犯灯があります。

ちなみに、全国では防犯灯というのは約1,000万台あるそうです。1,000万台を全部LEDにかえたら、かなりの削減とCO₂の排出につながるかと思うんですけど、ある人に言わせれば、原発2基分だという方もいらっしゃいました。これは本に書いてありましたので、すみません。

先ほど年間の防府地区の取り替え件数とすれば、大体2008年が1,239件で、2009年が1,304件ということで、これは申請件数ですので、実質はもう少し増えるかと、それで1,400ということをお断りされたかと思っておりますけれども、私もそう思います。

そこで、じゃあ、大体1回の取り替え費用はどのぐらいかということなんですが、例えば、東京地区、東京電力における東京地区では大体4,000円ぐらい、それから、中部

ですか、類団では、大体1回の取り替え経費が3,600円というふうに言われておりまして、少し高いのかなど、私はこう思うんですが、高所作業ということで人員が2人要るということでは、どうしてもこのぐらいの値段になるということでした。

仮に、例えば3,500円だとして、年間計算すると、だから1,400件、そう考えれば490万円なんですね、約500万円かかるということです。これが実はそのまま自治会に負担になってくるわけなんですね。

ちょっと私の町内会で計算してみたんですよ。国衙町内会なんですけども、私どもは町内に122本、防犯灯があります。年間の取り替え件数は60本だそうです。これは町内会の会計の者に聞きました。単純計算すると21万円なんですね。21万円、実は新たな費用が要るわけなんです。そうしたときに、当然、町内会は年間の予算を組んで、さまざまな行事を実はやっとするわけなんですけど、これプラス新たな負担となれば、この費用をどこから捻出するかという、実は大きな問題をはらんでくるわけなんですよ。そうすれば、事業の見直しとか予算の見直し、それから負担金の見直しとか、さまざまな問題が実は生じてくるわけですよ。

市内にも276の単位自治会があって、これは規模の大小にかかわらず、実はこの金額がかさんでくるということを知っていただきたいわけです。

ですから、また、特に世帯数の少ない自治会は、大変現在でも運営が厳しくなっておりまして、町内会費を上げざるを得ないと。当然町内会費もばらばらなんですけれども、それよりもまだ上げざるを得ないという状況が来ることを実は大変おそれておられる町内会長さんもいらっしゃいました。となれば、仮にそうなった場合、業者との契約もそれぞれの自治会が行わざるを得んようになってくるわけで、そうしたときには、身近にそういった業者があればいいですけれども、なければどのように対応していくかというのも頭を抱えるところだなと、こういうふうに思っております。

そこで、私は、一番いいのは、市がある程度負担して、やっぱり激変緩和じゃないんですけども、36年から約40年近くずっとこういう体制で来ておるわけですから、急にそういった負担を自治会に押しえつけるというか、かぶせるというのは、少し厳しいような気がいたします。

今年度の3月補正の中で、予備費として7億6,598万3,000円というのが実は上がっておりますが、ちょっと乱暴な言い方なんですけれども、このぐらい予備費が出るのであるならば、逆に500万円ぐらい、例えば、市が契約すればもう少し安くなると思うんですけれども、これはほとんど人件費ですから、500万円近い金というのはですね。その辺のところは対応できませんかね。これは財務部長に聞いたほうがいいんで

すかね、どうですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 中国電力さんは、今の23年3月をもって管球の取り替えは行わないということにつきましては、大変厳しいという御回答をいただいておりますので、これはもう現実的にはやっていただけないということでもありますから、23年の4月以降には自治会さんに負担が当然いくということになるのは現実の話であります。

しかしながら、先ほど答弁の中でもお答えいたしましたように、いわゆる自治会に対する補助金全体の中でやっぱり考えざるを得ないということは、私どもも理解をいたしております。先ほどの答弁にもありましたように、各自治会の、いわゆる地区懇談会におきましても、ほとんど全部と言っていいぐらい地元からこの要望は出てまいりました。

したがって、私どももこれを無視するというわけにはいかないということは理解をいたしておりますので、程度はちょっと今から検討する必要はあろうかと思えます。やっぱり何らかの形ではやっていかなきゃならないというふうには考えておりますので、今の時点ではこれ以上ちょっと細かいことは御了解いただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） 積極的な答弁ということで受けとめていかどうかわかりませんが、（笑声）というのは、よく例えば行財政改革とか、さまざまな形で、実は自治会には負担といえますか、かなり行政の役割の一端をお願いしているところが多いんですよ。ですから、例えば、地域の安心・安全、例えば自主防災組織をつくったらどうですかとか、地域のコミュニティ活動をやりましょうと。どうしてもその中心となるのは自治会なんです。自治会で、各自治会長さんはそれなりにやっていらっしゃいますけれども、やはり皆、ボランティアなんです。ですから、そういった方々が動きやすいような、活動しやすいような体制をつくっていくというのも、ある面では行政の務めだろうと、このように思いますので、前向きな御答弁と受けとめまして、この項は終わります。

続きまして、もう10分しかありませんから、LEDでは、そこでLEDの防犯灯について導入したらどうかということの提案です。これは先ほどLEDの性能につきましては、るる議論いたしましたし、御紹介したとおりでございますけれども、指光性が強い、それから紫外線がわずかで、虫がつきにくい、中には防犯灯をお願いするときに、虫が寄って死んで、家の近くは虫の死骸になるんで嫌だという方も実はいらっしゃるんですよ。だから、そういったLEDなら虫がつきにくいという特性があるということが資料では言われていますので、ですから、そういった意味では非常にいいのかなという気がしております。

ここで市長さんにお伺いしたいんですけれども、市長さんと副市長さんと総務部長さん、

このLEDの、現在太陽光発電とか、市内でさまざまつけられていらっしゃるけれども、夜間の照明を見られたことがありますか。また、あれば感想をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 代表してということですので、代表してお答えをいたしますが、私もこれがLEDだということで見たと記憶はちょっと余りないんですが、ただ、うっすら、ぼんやりという感覚は私の頭の中では残っております。（笑声）

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） これ一般質問を通告しとるわけですから、ぜひLED照明はどういった明るさがあるのか、それから、どういった状況なのかというをやっぱり把握していただきたいなど。私は例えば、松崎公民館と、それから松崎小学校のところにLED照明があるんですけど、夜間の防犯、夜回りとかしていますので、時々見るんですけど、やはり明るい、白色です。だから、明るさが全然実は違います。ですから、ある面では非常に効果的ではないのかなど、このように思っております。

そこで、仮に電気代を計算したときに、7, 235灯あって、電気料金が1灯265円なんですね、これは経費の計画です。これを計算すると、大体年間2,300万円ぐらいが防犯灯の電気代ということになります。LEDを設置すると、契約が1ランク下がるという話を聞いておるんですけども、その辺のところは数字をつかんでいらっしゃいますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 契約電力が40ワットの関係になるというふうに聞いておりますので、今よりは安くなるということは聞いております。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） 実例で、これは東京都の東村山でしたかね、LEDの契約が290円から156円になったそうです。ですから、そう考えれば約4割減ですよ。そうすると、これに2,300万円を掛ければ、実はかなりの数字に、1,200万円ぐらいの電気代ということは、1,000万円以上の電気代が浮くということですが、計算上はなるんですけども、現実はまだわかりませんが、まだ実績がありませんので。

しかしながら、そういったことも言われております。そうすると、各自治会とか、さまざまところの負担が減るということをお聞きしたいと思っております。

それで、こういった意味合いで、全国の自治体も導入しております。群馬県の太田市、これはいろんな意味で先進地なんですけど、約1,800灯ですか、これは青色発光ダイオード、LEDの青色を導入しております。これは、青色というのは影が映りやすい、人

影が映りやすいということで非常に防犯に効果的だということが言われております。川崎もそうでしたかね。いわゆる犯罪の多い都市部においては、そういった青色発光ダイオード、青色のLEDの照明を導入しているところがあるようでございます。それから、東京の北区においては9,650灯、全部LEDに切りかえていくそうでございます。

いずれにしても、その中身を読みますと、将来的には採算がとれて、自治会の負担も非常に少なくなるということが言われておまして、これも多分、川崎については地域グリーンニューディール基金、これを導入活用しているそうでございまして、防府もそういったさまざまなこれから国の助成も出ると思うので、よく見きわめながら導入して考えていただきたいなど、こう思います。

我が市におきましては、例えば、今、天神様の下ですよ、電線の地中化も含めて、実はやられてますけれども、その辺で、例えば信用金庫から天満宮のあたりなんかは、防犯灯工事が始まるというふうに伺っておりますけれども、これはLEDを導入したらどうか。それからまた、来年度には例の国分寺のあたりの工事が始まるというふうに聞いておりますけれども、ここも地元ではLEDの要望があるというふうに伺っておりますけれども、その辺のところのお考えについてお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、現在、工事を行っております地中化の現場の防犯灯を今後LEDにというふうな議員の御質問でございますけど、実はこの路線におきましても、LEDとの比較は実際行いました。しかしながら、現況のLEDの照度からいたしまして、現在の防犯灯でしておる照度を確保するということになりますと、まだ本数を多くしなくてはならないというふうな状況でございました。

そういうふうな中で今回の地中化区間につきましては、LEDの街灯というものについては、現在、断念しておるという現実でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 3番、河杉議員。

○3番（河杉 憲二君） 私は、例えば、今、高いからとか、実証されてないからと言うんじゃないで、試験的にも入れてみられたらどうかと実は思っております。

というのは、例えば電線で、今の蛍光灯というのは交流なんですね。LEDというのは実は直流なんです。しかし、今、防犯灯にそのまま脱着できる分も実はあるんですよ。そうすると、線によって、例えばあのあたりだと一本の線につながつとと思うので、その線のある程度ずっとやれば、やってできないことはないと思うんですよ。

それと、やはり経費が高いということでもありますけれども、先ほど言いましたように、

1万5,000円を切つとるのも実はあるわけですね。ですから、工事費を入れても1灯に2万円ぐらいでできるんじゃないかなという気がしております。それを、例えば国の補助制度を使えばやってできないことはないと思うんで、とりあえずは、そういった意味では、試験的にでも少しやってみられたらどうかと、これも地球温暖化といいますか、環境エコ活動の一環という位置づけであれば、やってできないことはないと思いますので、よろしく願いいたします。

いずれにしても、大幅な電気代、それからCO₂の削減が見込めて、10年も取り替えが不要で、なおかつ自治会の負担も軽減できるということで、ぜひともこのLEDの防犯灯の導入についても積極的に御検討いただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で3番、河杉議員の質問を終わります。

大変お疲れと思いますので、3時まで12分間ほど休憩といたします。

午後2時49分 休憩

午後3時 1分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、15番、木村議員。

〔15番 木村 一彦君 登壇〕

○15番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。風邪を引いておりまして、ちょっとお聞き苦しいところもあるかと思いますが、御容赦願います。

通告に従って質問いたしますので、執行部におかれましては、簡潔明瞭、誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、災害時の要援護者、障害者の避難対策について質問いたします。

災害の犠牲者を出さないためには、一般的な情報伝達、避難誘導対策に加えて、高齢者や障害者など、要援護者に対するきめ細かい支援策が極めて重要になってまいります。

国は、東京大学の田中淳総合防災情報研究センターセンター長を座長とする災害時要援護者の避難対策に関する検討会、こういうものを立ち上げまして、平成17年3月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインというものを策定いたしました。これは翌年、平成18年3月に改定をされております。

このガイドラインにおいては、市町村に対して避難支援プランの全体的な考え方、すなわち全体計画、これと要援護者一人ひとりに対する個別計画の作成を推奨しております。

その後、国は、平成20年4月に自然災害の犠牲者ゼロを目指すための総合プランとい

うものを策定しました。市町村が平成21年度までをめぐりに要援護者の避難支援の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集、共有の方法などを定めた全体計画を策定するように促進してまいりました。

まさにこの過程におきまして、我が市においては昨年7月21日の災害が起こったわけでありまして。そして実際に要援護者が亡くなるということが起こったわけでありまして。

したがって、我が市としては、この痛ましい犠牲の教訓からも、より一層真剣にこの課題に取り組むことの必要に迫られていると思います。このことに関しては、昨年9月議会で高砂議員が一般質問しておられますが、同議員に対する答弁では、要援護者名簿の作成と個別計画の策定を平成22年度から行う、このようにしておられます。

そこでお尋ねいたします。1、要援護者の対象範囲はどのように考えておられるでしょうか。また、それぞれの人数はどのように把握しておられるでしょうか。2、要援護者の名簿作成と個別対策の策定はいつごろまでに行う計画でしょうか。また、策定に当たっての課題や問題点は何でしょうか。

以上、御答弁願います。

次に、地域経済振興と地元中小業者への支援について質問いたします。

不振にあえぐ地域経済の振興のためには、経済の地域内循環が必要だと言われています。地域の住民や地域の企業が稼いだお金が外に流出することを防いで、地域経済に再投資する、こうしてこそ地域の豊かな発展が図れるというわけでありまして。

去る1月18日に議会の産業建設委員会と商工会議所建設部会との勉強会、意見交換会というものが開かれまして、私も出席させていただきました。席上、商工会議所側からは、近年の公共工事の減少や民間工事の低迷など、非常に厳しい経営環境に置かれている市内中小建設業者の深刻な現状が述べられるとともに、市に対して、地元業者への公共工事の優先発注と住宅リフォーム振興助成金の創設を行うよう強い要望が出されました。全国的な例を見ても、これらの実施は地域経済の浮揚に大変大きな力を発揮しており、業者の皆さんにとっては、本当に緊急で切実な問題であります。

1、そこで、まず地元業者への公共工事の優先発注についてお尋ねいたします。

市は、これまで公共工事の発注に当たって地元業者を優先すると、こういうふうに言っただけでしたが、それは具体的にどんどころで貫かれているのでしょうか。また、計画、設計の段階で地元業者優先の考え方をどの程度取り入れておられるのでしょうか。

2番目に、住宅リフォーム助成制度についてお尋ねいたします。

私は、昨年12月議会でこの問題を一般質問したばかりであります。その後、さきに述べた商工会議所建設部会の要望もあり、また今議会にも山口県建設労働組合から同制度

の実施についての請願資料が送付されてきております。また、実施に踏み切る自治体も最近では増加の一途をたどっております。

12月議会では、私は山陽小野田市の例を挙げましたけれども、近隣に限って言っても、島根県では21市町のうち8市町が実施、大田市、飯南町、浜田市、松江市などが何らかの形で助成を実施しております。ここでは、県も加わって島根県産の木材や石州瓦を使った木造住宅の建築を促進しているのも大きな特徴であります。

さらに安来市は、4月からの新年度予算に住宅リフォーム助成事業費を盛り込んでおります。こうして今や住宅リフォーム助成制度の創設は、いわば大きな世論となりつつあり、我が防府市も、この段階でいち早く実施に踏み切ることが重要だと考え、あえて今回も取り上げさせていただいた次第であります。

そこでお尋ねいたします。12月議会の市長答弁では、住宅リフォーム資金助成事業というものは、市のほうでそういった提案をすれば、市民の各層から多くの期待が寄せられるのではないかと想像できるところでございます。しかし、効果ははっきりわかっておるわけでございますけれども、予算措置というものを伴ってくるわけございまして、現下のまことに厳しい状況の中でそこまで踏み込んでいけるか否かについて、ちょっと検討をさせてやっていただきたい、このように答弁をされております。

そこで、あれからまだ3カ月しかたっておりませんが、どのように検討されたのか、事態はかなり切迫してきておりますので、（笑声）お答えを願いたいというふうに思います。

最後に、景観を活かしたまちづくりについて質問いたします。

昨年10月6日に制定され、ことし4月1日から施行される防府市自治基本条例は、その前文で、「瀬戸内海と「母なる川」佐波川、大平山や県下最大の防府平野など、豊かな自然に恵まれたこの地は、古くは周防の国府が置かれるとともに、良港を擁し、交通の要衝でもありました。また、あまたの人材を輩出し、歴史の上でもしばしば重要な舞台として登場します。このように、多彩な文化が生まれ育ち、製塩をはじめ我が国の経済発展の一翼を担った産業を育んできたまち、それが私たちの暮らす防府市です。今を生きる私たち防府市民は、先達から受け継いだ「すばらしい防府」を誇りとし、守り、育て、次の世代に引き継いでいく使命があります」と述べております。

市は、現在、2020年までを目標とした第四次総合計画の策定に取り組んでおりますけれども、そこでも将来へ向けてのまちづくりの基本理念の一つに、先人が築いた歴史や文化を誇りとするまち、これを掲げております。

防府市民の郷土に対する誇りは、他市に比べても非常に強く、そこでは郷土のすぐれた歴史と文化が大きな位置を占めていることは間違いありません。事実、市民アンケートの

回答でも、福祉の充実や安全・安心のまちづくりなどの要求と並んで、文化財や遺跡、神社・仏閣など、歴史や伝統を大切にすまち、これが上位を占めているのが特徴であります。

こうした市民の思いを具現化したものがまちのたたずまいであり、景観であります。歴史と文化を活かした風情ある景観は、市民みずからのよりどころとなるだけでなく、よそから来た人にも新鮮な感銘を与えることでありましょう。たとえ時間はかかっても、市民の合意のもとに防府市独自の景観を着実に形成していくことがまちづくりの将来にとって極めて重要だと考えます。

そこでお尋ねいたします。1、市は、平成14年3月に景観条例を制定し、また平成16年12月には、国が景観法を施行しました。こういう中で市は、この景観条例の具体化に向けてどのような取り組みをしてこられたのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

2、現在、まちづくり交付金事業で宮市地区の街路整備が行われております。その全体計画と進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、これと景観形成との関連を市当局はどのように考えておられるのでしょうか。

一方、平成20年11月には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、長い名前ですが、略称「歴史まちづくり法」、これが施行されました。既に県内では萩市が認定を受けております。防府市でもこれを活用した景観形成の計画を進めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3、さきの御答弁でもありましたが、まず景観は市域全体を対象とする、こういうお考えがこの前、今議会で示されましたが、しかし、それは最終目標としては必要ですが、現実的には一定の地域を指定してモデル事業を行うことが有効だと考えます。この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、市景観条例に基づく景観形成地区の指定について、当面何らかのお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、景観を活かしたまちづくりについての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、景観条例制定以降の市の取り組みについてのお尋ねでございますが、本市では、将来にわたり「防府らしさ」をまもり、つくり、活かすとともに、よりよい景観

形成を目指しまして、平成13年2月に防府市都市景観形成基本計画を策定いたしましたところでございます。

これに基づく自主条例であります防府市都市景観条例を平成14年3月に制定し、景観に関する啓発活動を行ってまいりました。しかし、平成16年11月に良好な景観を整備・保全するため、景観法が新たに施行されましたことから、本市においても、失われつつある「防府らしさ」を取り戻すため、平成20年4月に景観法に基づく景観行政団体に移行いたしました。

このことから、平成22年度から2カ年計画で、既存の防府市都市景観形成基本計画を基本として、景観法に基づく景観計画の策定と、あわせて、自主条例であります防府市都市景観条例も見直すことにいたしております。

2点目の歴史を活かしたまちづくりとまちづくり交付金事業についてのお尋ねでございますが、平成10年3月に防府市の貴重な財産である「歴史美」に触れ、楽しくめぐりながら「遊び」、そして全身で歴史を「感じる」ことのできる地域づくりを目標として、「防府市歴史美遊感計画」を策定いたしております。この計画に基づく歴史を活かしたまちづくりの実践として、山陽道歴史重奏軸として位置づけられております宮市・国衙地区のエリア220ヘクタールについて、平成20年2月に都市再生整備計画を策定し、同年4月にまちづくり交付金事業の採択を受けたところでございます。

事業対象区間といたしましては、第1期事業として、旧街道の萩往還及び旧山陽道の歴史的まち並みが残っております市道新橋阿弥陀寺線の一部区間でありまして防府信用金庫宮市支店から毛利氏庭園までの全長1,420メートル、事業期間は平成24年度までの5カ年、主な事業といたしましては、電線類の地下埋設、道路の修景整備、照明灯の設置、観光交流センターの建設などがございます。

平成21年度は、観光交流センターの建設及び防府信用金庫宮市支店から宮市本陣兄部の東までの約270メートルについて、地元住民と協議を重ねながら、電線類の地下埋設や道路の修景整備に着手いたしているところでございます。

また、歴史的風致を維持・向上させ、後世に継承するための新たな制度として、平成20年11月に「歴史まちづくり法」が制定されております。本市におきましても、歴史ある建造物や良好な歴史的風致が年々失われつつありますことから、歴史的な建造物の復元や文化財の周辺環境の整備を進める必要がございます。

このことから、現在、「歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組んでおりまして、平成23年度には国の認定が受けられるよう努めてまいります。

3点目の景観形成地区の指定についてのお尋ねでございますが、地区指定につきまして

は、歴史的文化遺産周辺景観地区、都市景観形成建築物等景観地区、まち並み景観地区などが考えられますが、指定に当たっては、地元住民の意識や盛り上がりが大変重要となっております。

現在、まちづくり交付金事業を進めております宮市・国衙地区を「歴史的文化遺産周辺景観地区」と位置づけ、指定を視野に地元住民と今後も話し合いを進めてまいる所存でございます。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長、入札検査室長、産業振興部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 御答弁ありがとうございました。それで、私、常々思っているんですが、先ほど壇上でも申しましたように、防府の街並みが本当に風情のある、趣のあるまち並みになってほしい、また、していかなきゃいけないんじゃないかと思っております。例えばの話ですけれど、今、市長も言われたように、信用金庫宮市支店から毛利邸までのあの道ですね、これをやはりそういう歴史のある、風情のあるまち並みに何とかできないものかというふうに思っております。今のお話では、とりあえずは電線類の地下埋設と、それから道路の修景ということであります。

しかし、あの通りを通ってもらえばわかりますけれど、ブロック塀あり、いろんな近代的なアパートもあり、ちょっとこの歴史を感じる風情というところからはほど遠いんじゃないかなと思います。

かつて私もいろんなところへ先進地の視察に行きましたけれど、それなりに金をかけてそういうまち並みをつくっていているというところはかなりあります。市長の頭の中のどの程度までこのまちづくりのイメージを持っておられるのか、そりゃいつ、すぐできるかどうかわかりませんが、お金もかかることですから。しかし、どの程度のイメージを持っておられるのか、どのような思想を持っておられるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 実は私事でございますが、私はあの限界で育った人間でございます。昭和30年代の終わり、中ごろでしたでしょうか、当時、秋本という市長さんでございましたが、そのころに実はあの道路を拡張したんでございます。南北両方2メートルずつ土地を無償提供しまして、その軒先を全部切り落として、その修理費だけは市が補助すると、市が下さるということで、要するに、こういうふうに軒がしっかり出ていた古い建物、これ全部鼻面を落としていくという、そういう作業で、土地も2メートルずつみん

な市へ無償提供して、あの道路を広げまして、これは山口町から神田酒場さんのところまででございます。定念寺さんのところまででございますが、その前後といいますか、東西は地区民の協力がもらえなくて、広げることができなかつたんです。

したがって、今、山口町から新橋のほう、新橋といいますか、262のほうへ行くのは一方通行に相なったまんまになっているわけで、昔はああいう状態の道幅だったわけでございます。

今にして思えば、あのときにそんなむちゃなことをしないで、自動車が随分発達してき始めたときで、あの界限は結構古い御商売屋がずっとありました。その御商売屋の強い要望で、一方通行では困る、両面通行にしてくれ、そのためには道路を広げなきゃならない、そのためには軒先を切りましょうというような話し合いになっていったと私は聞いております。

私の父は、当時は車も持っておりませんでしたので、反対したそうでございますが、何せ多勢に無勢でそれは通ってしまったと。私がよく言うところの西部劇に出てくるような、のっぺらぼうのつるんとした建物ばかりに、ばかりではありませんけれども、残念がらなってしまったと。事ほどさように、どこかの地点で何かの歯どめを遅まきながらでもかけていくということをやっぱりやっぴやかないと、私は景観を守っていくことはできないのではないか。多分に遅きに失した感がございますが、今からでも、そこに気がついているのであるならば、手を打っていけば、少しでもそのままの状態を維持していくことが可能ではないかと、まずは思っております。

したがいまして、議員御指摘のように、道路の電線を地下埋し、道路の修景をきちっとしたからといって、私はまち並み保存につながるとは思っておりません。いかにしても、残されている古いお宅が勝手に解体をされて、勝手に近代的なものになっていったとしたら、何もならないというか、せっかくのお金を投じた思いが残っていないわけでございますから、あわせて、あのあたりの景観を守っていくようなことを、あの地域に住んでおられる方々の御協力を、御賛同を得ながらやっぴやなくてはないのではないかと、このように感じているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 今、市長も言われたように、やはり最終的にいい景観を形成していこうと思えば、地域住民の合意と納得、意欲、こういうものがないとできません。それは確かに不便な面もあります。お金もかかります。それでも自分たちの街を、古いまち並みを残していこうという、そういう住民の意欲と意識が高まってこそ、初めて景観というのは残せると思うので、そういった先進地の例を見ますと、やっぱり市役所の中にそ

のことに命をかけるような人もいますね。そういう人が住民を本当に説得して回って実現させるといふこともありますので、ぜひそういうことをやっていただきたい。

そして、今ちょっと触れられましたが、これまでも防府駅前の朝日旅館とか、それからJAはなぎ農協の建物とか、歴史的な価値があるものは残せという声はあったんですけど、結果的にはつぶされてしまいました。

でも、まだまだ防府にはそういうものがあると思います。例えば、栄町の旧商参会のビルですね、あれとか、周防国分寺の大楠とか、こういうものもありますので、こういうものは、今度はもうむやみやたらに崩したり切ったりしないで残していくということからまず始めていただきたいということをお願いして、この項は終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 次は、災害時の要援護者、障害者の避難対策について、健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 災害時の要援護者、障害者の避難対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、要援護者の対象範囲とそれぞれの人員をどのように把握しているかという御質問でございますが、現在想定しておりますのは、ひとり暮らしの65歳以上の高齢者が約3,400人、75歳以上の後期高齢者のみの世帯が約1,200人、障害者については、重度の障害をお持ちの方が身体障害者で約2,100人、知的障害者で約300人、精神的な障害をお持ちの方については約200人、そして介護認定者につきましては、要介護認定3以上の方が約900人、以上の合計約8,100人程度と見込んでおります。

次の要援護者名簿と個別計画を策定するに当たっての課題、問題点と計画の策定期間の御質問にお答えいたします。

個別計画等を策定するに当たり、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉委員等との連携を図り、作成することにいたしておりますが、個別計画を作成するに当たっては、要援護者の日常生活、緊急時の家族や支援者の連絡先、住居の状況等を具体的に記述することになりますので、個人情報が出漏れないよう、その取り扱いが大きな課題となりますとともに、本制度の趣旨に御理解いただけない要援護者の対応等についても課題と考えております。

また、地域での支えがより重要であることから、自治会単位等で設立される実のある自主防災組織をいかに立ち上げ、充実させていくかにつきましても、検討を進めてまいりたいと存じます。

策定期間でございますが、この制度は、あらかじめ策定趣旨や内容を本人や御家族に説明し、同意を得た上で行うこととなります。また、各自治会等と連携しながら進めていく

ことから、かなりの日数がかかるのではないかとおもわれますが、平成22年度から作業に着手し、早期に策定できるよう努力していく所存でございます。御理解をお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） この要援護者の避難対策というのは、全体計画というのは、これはいわば抽象的な、抽象的と言ったら語弊があるかも知れませんが、それなりに計画はできると思うんですね。問題はやっぱり個別計画。今言われたように8,000人以上の要援護者がおられる。その方々に一人ひとりやっぱり支援する人がついたり、あるいは何かあったときに、それに手を差し伸べる体制をつくるというのは、これは田中部長はやると言われたけど、なかなか大変なことじゃないかと思うんですね。果たしてできるのかいなという感じもするんです。

これは行政がそこまで全部やるのかどうか、その辺について、私はもう行政では無理だと思っています。細かいとこまで全部やるのは。じゃどうするのかという点でお考えがあれば、ちょっと述べてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 議員さん、おっしゃいましたように、大変な作業になるとは思っております。それで、当然、行政だけではできないものではないと。

先ほど申し上げましたけども、自主防災組織の中で、あるいは民生委員児童委員の御協力を得て、今やっておられるのが災害時安否確認票というのを民生委員児童委員さんがつくっておられます。それで各担当で十何人とかを把握しておられるということを知っています。そういうのも広げていって、あわせてやっていくことはできないかとか、何と言っても、今からつくっていくもんですから、まだどうしたらいいかなというふうを考えている状況です。つくらなくてはならないということを前提で一生懸命やろうと思っています。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 率直な御答弁だったと思うんですが、これは高砂議員の御質問にもありましたけれど、地域によって温度差がすごくあると思うんですね。自主防災組織と、その組織率を上げなきゃいけないから、とにかくつくったことにしようと言うたら語弊がありますね。とにかくつくるということでできているものと、本当に万一のときにこれ、我々が地域を救うんだという構えでやっているところと、同じ自主防災組織があるところでも温度差があると思うんですよ。その辺では、じゃあ、住民の皆さんが自主的に

やってくれるのを待つかという、これはなかなか住民が自主的にはならない。だから、やっぱり行政のほうからこのことの重大さを常に訴えていって、何とか本気でその自主防災組織をつくってもらおうという、その働きかけが私は重要じゃないかなと。細かいところまで行政が全部はできないにしても、つくってもらわないと大変なことになるという、その行政の働きかけ、これは重要だと思うんですが、その点、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） おっしゃるとおりだと思いますので、今、温度差があるおのおのの自主防災組織、これにつきましても、防災危機管理課のほうからその意識を上げてもらうような格好、私どもも行くんですけども、担当のほうはそっちになりますんで、いかに精度を上げていくかということもお願いしたい。

それで、先ほどちょっと言いました災害安否確認票、これを見ますと、大体わかるわけです。それで、これを使うのが一番いいのかなというふうに今思っておるわけで、この辺を中心に、これを民生委員児童委員に今調べてもらっていますが、これを自主防災組織のほうでも活用できないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） この項は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、地域経済振興と地元中小業者への支援について、入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 私のほうからは、地元業者への公共工事の優先発注についてお答えをします。

市といたしましては、公共工事の発注や物品の購入に当たり、市内の産業振興に資するよう、市内業者の積極的な活用に努めております。

本市における公共工事等に伴う業者選定は、「防府市建設工事等請負業者選定事務要綱」に基づき、入札参加資格の認定を受けている業者の中から、工事等の種類や規模ごとに行っております。

原則として、市内に主たる営業所を有している者、市内業者の中から選定し、市内業者では施工が困難な特殊な工事や大規模な工事等の場合には、市内に営業所を有する市外業者、さらに市外業者の順に指名し、地域要件を設定しております。

さらに、規模の大きな工事の発注に当たっても、常に安全かつ確実に完成させることを第一と考えており、共同請負により施工することが適当であると判断されるものについては、「防府市建設工事共同企業体取扱要綱」に基づき、構成員はすべて市内業者とするか、

または市内業者と市外業者の共同企業体にするかを決定し、共同企業体への発注を行っております。

工事の募集要件は、同種同等レベルの施工実績を求めており、特に技術的に高い水準が必要な場合は、技術力、作業員数、資金調達、現場の指揮采配のノウハウや経験などの観点から総合的に判断し、ゼネコンなどの市外業者が対象になることもあります。

落札業者に対しましては、資材の調達等について、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努めること、工事の下請に際しては、市内建設業者の活用に努めることを、入札条件や指示事項等により強く要請しているところでございます。

今後は、これらの達成度を総合評価方式で実施する入札の評価点数に反映できるよう検討いたしてまいります。

市といたしましても、地域経済の発展のため、今後も市内業者のさらなる活用を積極的に図ってまいります。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 壇上でも申しましたが、先般、商工会議所の建設部会の方々とお話し合いをしたときに、さまざまな意見が出ました。結局、我々というのは、地元の中小建設業者ですね、我々が参画できないような仕組みになつとるんじゃないかという声も出たわけでありまして。

そこで、私、ちょっと調べてみたんですが、実はこの平成14年の9月議会で、小野小学校の建設工事に関して一般質問いたしました。これは談合情報なんかもありまして、いろいろ紛糾したところであります。このときの議事録を見ますと、市の答弁は、まずは防府市建設工事共同企業体取扱要綱、これは平成元年に制定されております。これの第2条第2項に、共同企業体に発注する工事の基準は、次のように掲げるものとし、云々と。建築工事は、4億円以上の工事は2社以上のジョイントベンチャー、7億円以上は3社のジョイントベンチャー、土木工事は3億円以上が2社以上、6億円以上が3社、こういうふうに決めてあるわけです。だから、かなり大きな工事はもうJVを組むと、こういうことになっているんですね。それはまあいいです。

ところが、今度は防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱、平成12年に制定されておりますが、これでは一般競争入札の参加資格を有する者は云々と書いてありまして、第4条の3項の3、これに対象工事と同種の工事の施工実績があることと、こうなつとるんです。だから、大きな工事の場合は、そういう大規模な工事をやった実績がある業者でないとJVの代表者にはなれない、こういう決まりになっているんですね、これ、市の実施要綱は。つまり、大規模な工事に中小業者ははなから参加できない要綱になっているん

ですよ。道が開ざされているんです。

私は、市の当局の皆さんが大きなものをつくるには、そりゃちゃんとした技術がある業者でないと不安だと、どんなもんができるかわからんということと言われる、それもわかりますよ、わかりますけれど、本当に今の時代に地元の育成を図ろうとする、地元の企業や業者を助けようとするれば、こういう、全然、はなから入れないような仕組みを少しは変えていかなきゃいけないじゃないかと、柔軟にしていかなきゃいけないと思うんですね。その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（安田 節夫君） 市が発注します公共工事でございますが、まずは安全に、確実に目的物が完成できるということが必要になろうかと思っております。そういうことで今までも実績を重視してやってきております。

ですが、議員さん御指摘のように、市内業者の育成という観点から考えますと、今後、県の考え方とか、他市の状況等も調査し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） 結局、これは鶏が先か卵が先かという話なんです。最初から、市内の中小業者は大きな工事ができないので、オミットされているわけですから、実績をつくりようがない。実績がないとだめですよと、こうなっているわけですからね。だからね、この点は地元業者の育成ということをもう少し、100%変えとは言いません。そりゃ大手業者の導入も必要な場面もあると思います。しかし、もう少し地元の業者の参入する余地を、こういう実施要綱でも残してあげないと、本当に市内の業者を育成する、市内を育てるということにはならないということをもう言いまして、今の安田室長の答弁でよしというふうにします。（笑声）

○議長（行重 延昭君） 次は、住宅リフォーム振興助成金の創設について、産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） それでは、私のほうから住宅リフォーム振興助成金の創設についてのお尋ねにお答えをいたします。

住宅リフォーム助成制度につきましては、昨年12月に商工会議所からも、「地域経済の浮揚策の一環として、住宅リフォーム振興助成金の創設について」の御要望がございました。また、県内の自治体では、山陽小野田市が「自己の居住の用に供する既存住宅の改修工事」を助成対象として、今年度試行実施しておられ、補助金交付の申請件数308件、額にして2,100万円と聞いております。

議員御提案の、この助成制度につきましては、中小企業の景気対策や雇用の創出に対し

ても波及効果があるというふうに認識はいたしておりますが、実施するに当たりましては、個人の資産に対する助成であり、また業種間の公平性も考慮する必要があります。

現在、本市では、同様の助成制度として、介護を必要とされる方に対する住宅改修に要する助成を行っており、一定の効果が上がっているものと考えております。また、住宅の耐震改修の助成制度も創設しておりますので、市といたしましては、引き続きこれらの助成制度の活用について、普及、啓発に努めてまいりたいと考えております。

したがいまして、住宅リフォーム振興助成金の創設につきましては、助成対象とする住宅の範囲や対象工事内容等の要件、助成額等及び費用対効果なども含め、また県内他市の動向も注視するとともに、先ほど申し上げました本市の助成制度との兼ね合いも考慮しながら、引き続き調査・検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） まず、一つだけはっきりさせておかなきゃいけないのは、個人の資産に対する助成は難しいと。これはかなり時代遅れな議論なんです。なぜかという、あの阪神大震災のときに、個人の住宅がむちゃくちゃにつぶれた、あれに対して国がようやく助成をしたんですね、あのときに、個人財産であっても。その後、全国にずっと広がってきたわけです。だから、個人財産だから助成しないというのは、まさに時代遅れの論議だということの一つ指摘しておきたいと思います。

それから、この前から市長さんの答弁も、それから阿部部長の答弁も共通しているんですが、ええことはわかると、いいことはわかるんだけど、お金がないと、こういう、せんじ詰めればそういうお話でしたね。私ね、調べてみました。本当にお金がないのか、あるんですよ、実は。（笑声）今度、我が市でこの住宅リフォーム助成をやると、大体、この前の12月の阿部部長の答弁でも、二千五、六百万円かかるという話でしたね。

同じ商工振興費、これの内訳を見ますと、商工振興費の中の21節貸付金というのがあります。これは防府市中小業者振興資金貸付金と言うんです。これが毎年すごく余っているんですよ。ちょっと言ってみますとね、平成19年度は当初予算5億7,300万円、このうち使ったのが2億5,100万円、ですから、不用額は3億2,000万円も出ている。次、平成20年度、当初予算5億円、そして使ったのが2億8,700万円、不用額は2億9,200万円、平成21年度、当初予算3億9,900万円、使ったのが1億8,300万円、不用額2億1,500万円、そして今度、ことし平成22年度の新年度予算では3億9,900万円の当初予算を組んでいます。私ね、これはね、ちょっとこれだけの毎年毎年不用額を出して、それで2,500万円の、みんな業者の方々が切実

に望んでいる住宅リフォームができない、その理屈はないんじゃないかと思うんですよ。何でこんなに潤沢な不用額を出さなきゃいけないのですか。この一部、全部使えとは言いませんよ。ほんの一部使ったら、住宅リフォーム制度はできるんですよ。どうでしょうか、市長、御答弁願えませんか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 商工の融資については、やはり後で足らなくなったんでは大変でございますので、それなりのキャパを設けて、ずっとならわしとして、そのように対応をいたしてきておるところでございます。

一方、議員の御指摘の住宅リフォーム等々につきましては、個人の特定の資産に対しての助成であるとか、あるいは業種間の公平ですね、業種間、建設業者にはそういう形の恩恵がいつてというようなことについても、行政全体のバランスの中で平等性とか公平性とかということ意識をしないわけにはいかないのではないか。ある程度の意識は持つておかななくてはいけないのではないかと、一つの枠といいますか、ものがやっぱりなくてはいけないのではないかと。それに加えて、耐震というような形の中で、本市では制度も設けております。それらが十分機能をしていないうらみもでございます。耐震のPRが足りないのか、浸透していないのか、地震に対する備えの意識が市民の中になのか、その辺は定かではございませんが、十分なことができていないわけでございまして、いろんなことなどを兼ね合いしながら政策、施策をしていかなければなりませんので、先ほどのような部長の答弁があったわけでございます。

必要とはしていないということは全く考えてはおりませんので、バランスを考えながらやっていくという方向であるということは御理解をいただけたらと思っております。

○議長（行重 延昭君） 15番、木村議員。

○15番（木村 一彦君） なかなか苦しい御答弁じゃなかったかと思いますが。この防府市中小業者振興資金貸付金は、私は平成19年から4年間、言いましたけど、この前の4年ぐらいも同じような状況なんです、額は少し小さいですけどね。毎月多くの不用額を残しているんです、ずっと。だからね、それはね、確かにそりゃ緊急に連鎖倒産とか何とかって必要なときもあるでしょう。あるでしょうけれども、この10年間ぐらいとって、そういう事例はないんですよ。だから、このうちのほんの一部です、1割。1割を住宅リフォームに振り向けられないのかというのは、これは私だけじゃなしに、市内の中小業者の切実な思いだと思います。

それから、先ほど壇上で言いましたけど、島根県は県産の木材とか石州瓦を使ったらね、それに補助を出しているんですよ。それで市長さんはそれと相乗りして助成金を出してい

るんですね。だから、そういうことも考えていったらどうかということを申し述べて、ぜひこれはもうやっていただきたい。市長もうなずいておられますので、やっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で15番、木村議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後3時53分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年3月8日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 藤 本 和 久

防府市議会議員 三 原 昭 治

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年3月8日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員